

羽幌町

都市計画マスタープラン



目次

はじめに

- 1 都市計画マスタープランの役割と位置づけ 2
- 2 目標年次と対象区域 3
- 3 構成と策定体制 4

第1章 羽幌町について

- 1 羽幌町の概要 8
- 2 上位関連計画 11

第2章 将来都市像

- 1 まちづくりの課題 14
- 2 都市づくりの理念と基本目標の設定 18
- 3 都市づくりの基本目標 19
- 4 基本目標と方針の体系 20
- 5 将来都市構造 21

第3章 全体構想

- 1 土地利用の基本方針 26
- 2 交通体系の基本方針 30
- 3 水と緑の基本方針 34
- 4 都市防災の基本方針 38
- 5 その他の都市施設の基本方針 41

第4章 地域別構想

- 1 地域区分の考え方 46
- 2 中央地域の方針 47
- 3 港湾地域の方針 51
- 4 南西地域の方針 55
- 5 川北地域の方針 59

第5章 実現にむけた推進方策

1	推進の基本的な考え方	64
2	実現に向けた推進方策	65

資 料

1	策定経過と策定組織	68
2	用語解説	72
3	人口推計について	75

道路や公園の名称などで（ ）内に示されている名称は、都市計画などの正式名称を示しています。



はじめに

- 1 都市計画マスタープランの位置づけ
- 2 目標年次と対象区域
- 3 構成と策定体制



1

都市計画マスタープランの役割と位置づけ

■都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定を義務づけられた計画です。具体的には、長期的展望に立った羽幌町の将来像や、都市計画の方向性を明らかに示し、土地利用、都市施設、都市環境などの将来の目標を定めるものです。

■都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランには、羽幌町の都市計画を進めていく上で、以下のような役割があります。

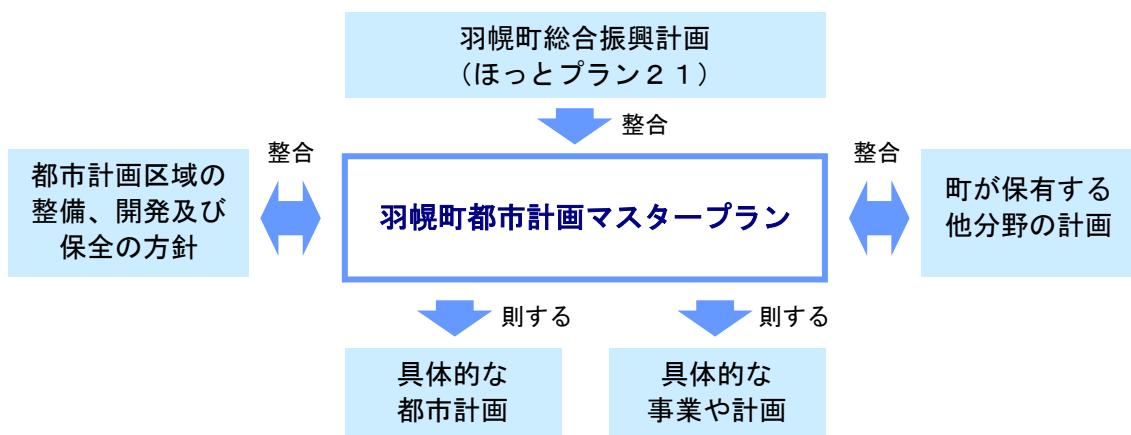
将来都市像を示すことで、町民、事業者、行政が一体となってまちづくりを進めていく上での共通の目標を持つことが可能になります。

土地利用、都市施設、都市環境など、個別の計画を相互に調整して、それぞれが連携した総合的な施策体系を確立します。

具体的な都市計画の決定や事業は、都市計画マスタープランに則して進めなければならないことから、具体的な都市計画の誘導指針として先導的な役割を果たします。

■都市計画マスタープランの位置づけ

羽幌町都市計画マスタープラン（以下、本マスタープラン）は、羽幌町のまちづくりの総合的な指針である「羽幌町総合振興計画（ほっとプラン21）」の都市計画分野の計画として位置づけます。また、北海道が定める「羽幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえるとともに、町が保有する他分野の計画との整合を図るものとします。



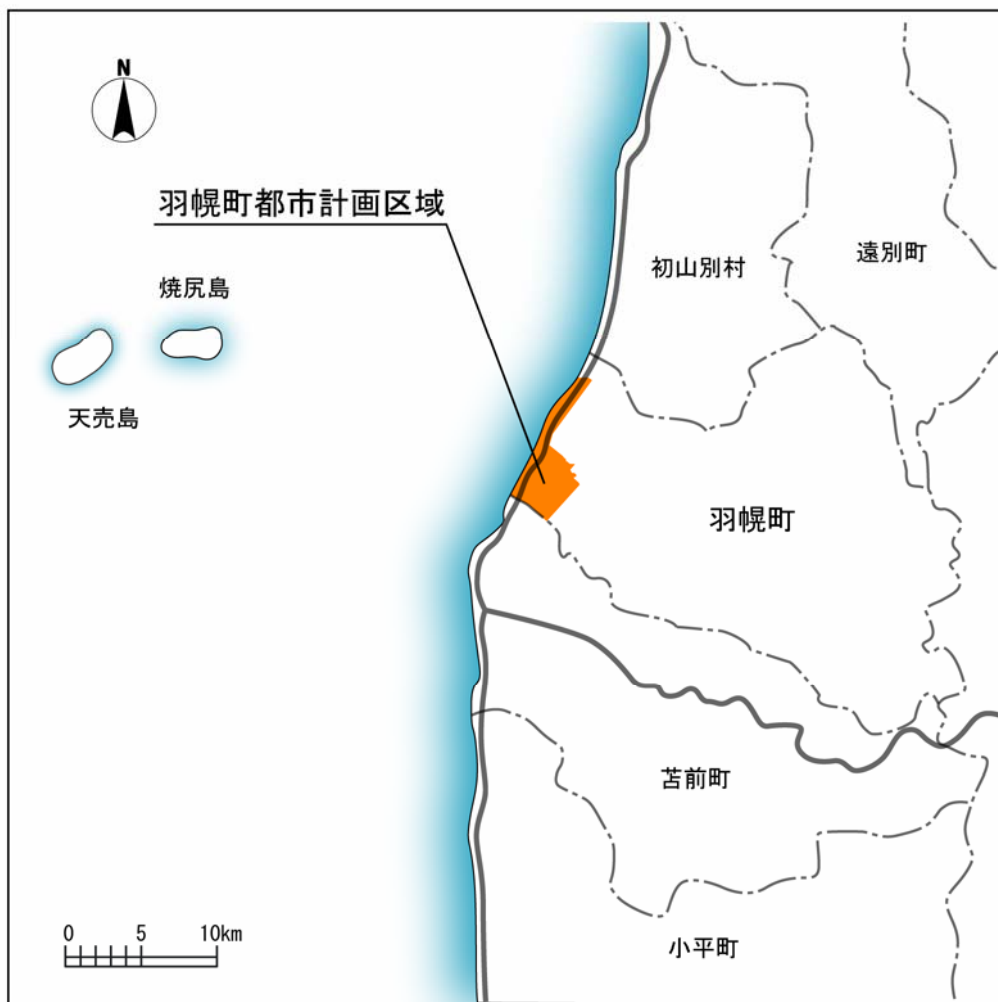
2 目標年次と対象区域

■目標年次

本マスタープランは、おおむね20年後の平成39年度を目標年次とします。なお、社会経済情勢の変化、総合振興計画などの改正に合わせて、逐次見直しを行っていきます。

■対象区域

本マスタープランは、羽幌町の都市計画区域約1,800haを対象区域としています。



3 構成と策定体制

■都市計画マスタープランの構成

本マスタープランは、以下のように構成されています。

第1章 羽幌町について

羽幌町の概要説明と、本マスタープランと関連の深い上位関連計画の説明を行っています。

第2章 将来都市像

課題の整理、基本理念と基本目標の設定、将来都市構造の設定をまとめています。

第3章 全体構想

都市計画区域全体に関わる基本方針を、土地利用、交通体系、水と緑、都市防災、その他の都市施設の分野において設定しています。

第4章 地域別構想

市街地を4つの地域に区分し、地域における課題の整理、基本目標と基本方針を設定しています。

第5章 実現に向けた推進方策

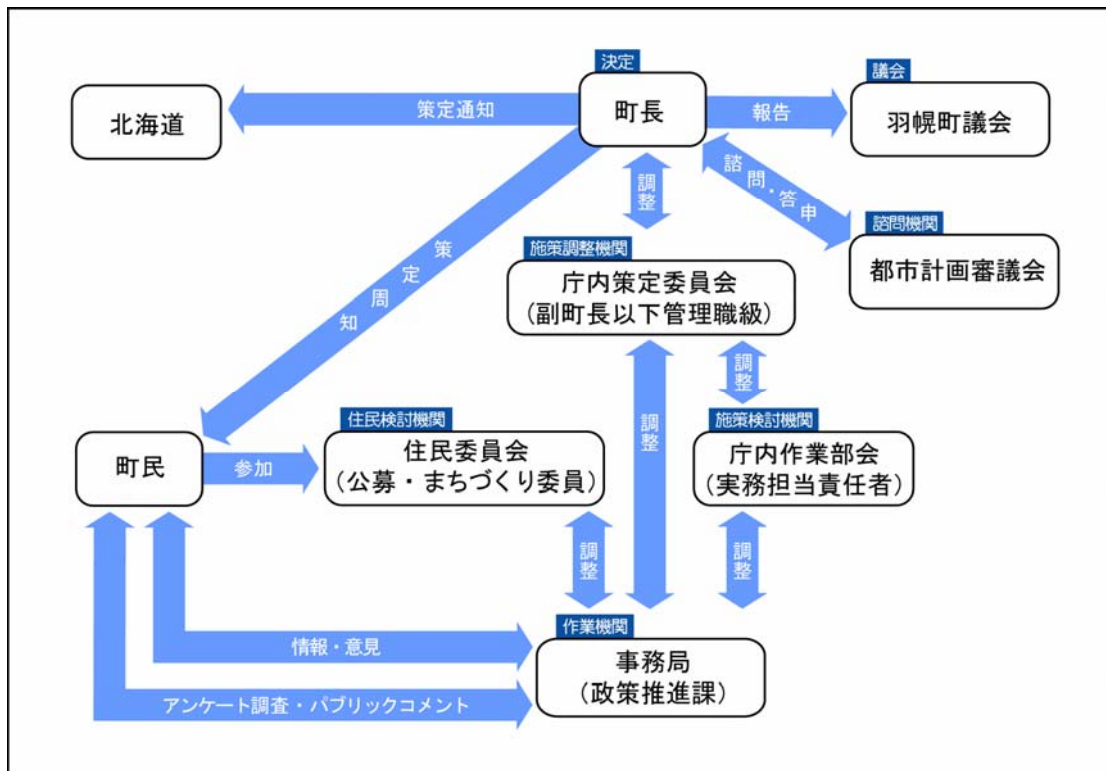
本マスタープランの実現に向けての町民、事業者、行政の役割分担や推進方策についてまとめています。

■ 策定体制

本マスタープランの策定にあたっては、公募とまちづくり委員の22名で構成する「住民委員会」を設置し、併せて、行政各課の施策展開との整合性を検討し、総合化と調整を図るための「庁内策定委員会」、庁内情報の集約、関係機関との連絡調整を図り、具体的な策定作業を進める「庁内作業部会」を設置し、協議・検討を行いました。

また、策定のためのアンケート調査とともに、パブリックコメント（意見公募）の実施などにより、町民の方々から広く意見をいただき、本マスタープランへの反映を行っています。

羽幌町都市計画マスタープランの策定体制



第 1 章

羽幌町について

- 1 羽幌町の概要
- 2 上位関連計画

1 羽幌町の概要

将来都市像や基本方針の設定を行うにあたり、羽幌町の概要は以下のとおりです。

■位置・気候

羽幌町は、北海道北西部留萌管内のほぼ中央に位置し、南は苫前町、北は初山別村及び遠別町、東は幌加内町に接しています。東は天塩山系ピッシリ山を背後として、西は日本海に面し、沖合い24kmには暑寒別天売焼尻国定公園に指定されている天売島、焼尻島があります。主要都市までの距離は、札幌市へ約200km、支庁所在地である留萌市へ約50kmとなっています。

気候は、年間を通じて風の強い日が多く、夏季は温暖で春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から冬にかけては多雨、そして冬季は湿潤寒冷で積雪が多くなりますが、対馬暖流の影響で内陸部よりは比較的温暖になっています。



■沿革

明治にはじまる羽幌の開拓の歴史は、明治27年の羽幌村の誕生により本格的なものとなりました。大正10年には町制が施行されるなど、農業、漁業などの第一次産業を中心として発展し、昭和に入ってから国鉄羽幌線の開通、炭鉱の採炭開始、天売村、焼尻村との合併、港湾整備、名羽線の着工というように更なる発展の道を歩んできました。

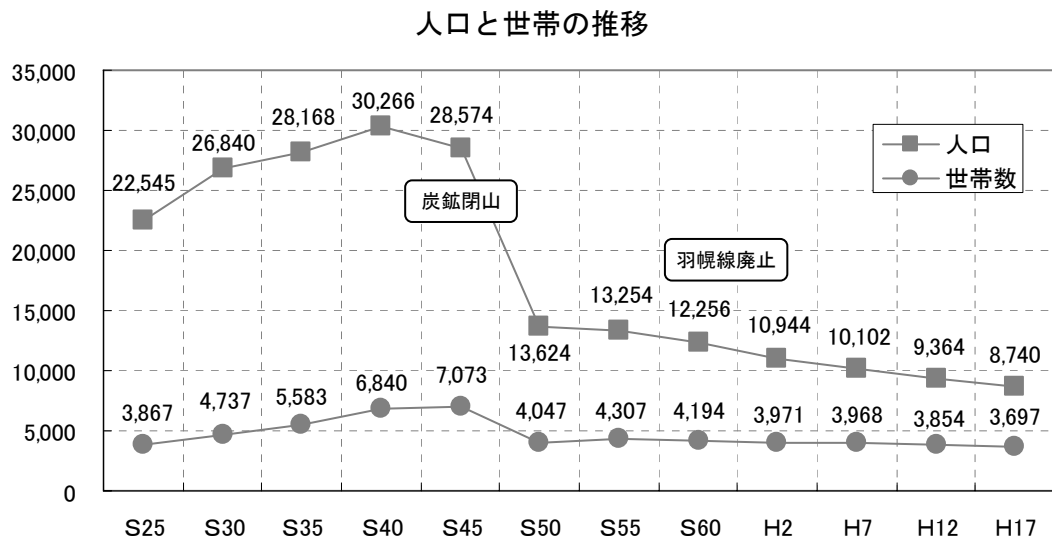
しかし、社会情勢の変化のため、昭和45年に基幹産業であった炭鉱の閉山、昭和62年には国鉄羽幌線の廃止などの影響によって、一時は3万人を超える規模であった人口も減少し、現在は9千人を下回る状況になっています。

現在は、観光にも力を入れたまちづくりが進められ、町の活性化に向けた取り組みが行われています。

■人口と世帯

羽幌町の人口は、昭和40年頃までは増加が続いていましたが、その後減少に転じ、現在も減少傾向が続いています。

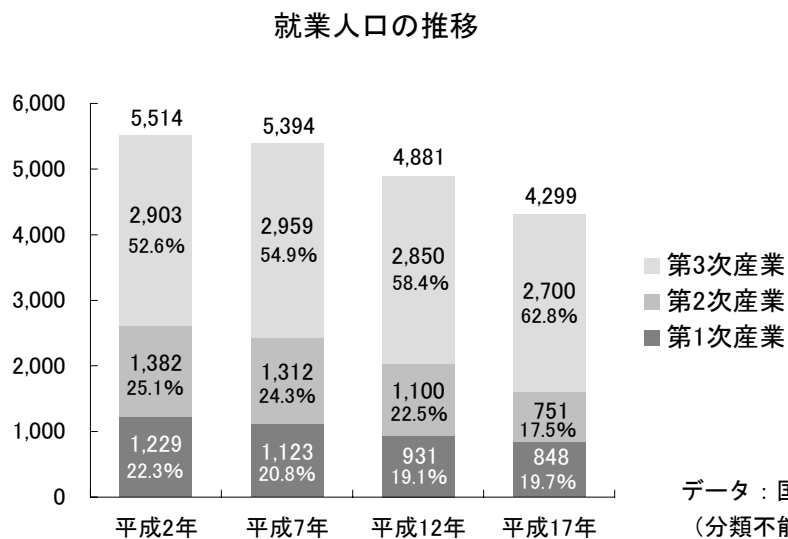
世帯数は、横ばいが続き、1世帯当たりの平均人員は、平成7年の2.55人/世帯から平成17年には2.36人/世帯となっており、単身世帯の増加や核家族化が進行しています。



データ：国勢調査

■産業

農業は、河川流域に広がる肥沃な土地に、水稻を中心としてグリーンアスパラやねばりながいもなどの作付けが行われています。また、漁業は、資源豊かな日本海においてホタテや日本一の漁獲量を誇る甘エビなどが獲れます。しかし、羽幌町の基幹産業である両産業で、高齢化や後継者不足により就業者の人口が減少しつつあります。



データ：国勢調査
(分類不能を除く)

■観光

日本で唯一繁殖するオロロン鳥をはじめとして、約100万羽の海鳥が飛来する景勝豊かな天売島、オンコの低木林と数種の自然林が混生する森が形成され、野生の花々が咲く焼尻島は、ともに人と自然が共生する島として道内外の観光客で賑わう観光地となっています。

また、市街地区においては、南国ムードを演出した「サンセットビーチ」「はぼろ温泉サンセットプラザ」を核として「はぼろバラ園」や「北海道海鳥センター」が併設されている「道の駅ほっと♡はぼろ」、1万株の花しょうぶが植栽される「朝日公園」などが主な観光スポットとして挙げられます。



はぼろ温泉サンセットプラザ



はぼろバラ園と北海道海鳥センター



朝日公園



サンセットビーチ

■災害

羽幌町の災害は、昭和以降を見ると河川の氾濫などによる水害が多く、火災は昭和初期に大火があったものの、近年は大規模な火災は発生していません。地震による災害も少ない地域ですが、平成16年には留萌支庁南部を震源とするマグニチュード6.1の地震により、羽幌町においては震度5弱の揺れが発生しています。

2 上位関連計画

本マスタープランと特に関連のある計画については以下のとおりです。

■羽幌町総合振興計画（ほっとプラン21）

羽幌町の最上位計画であり、21世紀における羽幌町の将来像と町民の生活像を明らかにし「町民が主体となったまちづくり」を推進する指針として、長期的展望に立った方向性を示しています。

羽幌町総合振興計画

自然資源の保全、保健・医療・福祉、産業、生活環境など、羽幌町の全般に関わる基本計画。

計 画 期 間	平成14年度～23年度の10年間
羽幌町の将来像	「心と心をつなぐハートコミュニケーションはぼろ」
まちづくりの目標	地域の自然が育む豊かなまち 誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち 安心して魅力的な田舎暮らしができるまち

■羽幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

北海道が各都市の人口・産業の動向を踏まえて定める計画であり、都市の将来像を示し、個々の都市計画を位置付ける役割を持つため、羽幌町が定める本マスタープランと密接な関係があり、整合を図る必要があります。

羽幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

土地利用や都市施設の整備に関する主要な都市計画決定の方針を定めている。

目 標 年 次	都市づくりの理念・将来の都市構造については平成32年 土地利用、都市施設等の決定の方針については平成22年
都市づくりの理念	羽幌町総合振興計画の将来像、目標と同じ

■羽幌町中心市街地活性化基本計画

平成10年に制定された中心市街地活性化法に基づき、羽幌町の中心市街地54.7haの整備改善、商業等の活性化の一体的な推進を目指して平成14年に策定されました。平成18年には法改正が行われていますが、本マスタープランにおいては中心市街地のあり方などの基本的な考え方を引き継いでいます。

羽幌町中心市街地活性化基本計画

重点整備地区内計画、市街地の整備改善のための事業、商業等の活性化のための事業等を定めている。

計 画 期 間	平成14年度～23年度の10年間
基 本 理 念	心つながるコミュニティネットワーク
目 標	安心・快適な中心市街地のための環境整備 気のきいたサービスを誇る商業環境の整備 利便性が享受できる生活サービス、生活環境の充実

第 2 章

将来都市像

- 1 まちづくりの課題
- 2 都市づくりの理念と基本目標の設定
- 3 都市づくりの基本目標
- 4 基本目標と方針の体系
- 5 将来都市構造

1 まちづくりの課題

都市の現況、策定のためのアンケート調査や各委員会で得られた意見をもとに、まちづくりの課題を以下の視点で整理します。

■人口の減少・少子高齢化への対応

羽幌町の人口は、昭和40年代には3万人を超えていましたが、羽幌炭鉱の閉山や国鉄羽幌線の廃止などに伴って大きく減少しています。平成19年現在の人口は約8,500人であり、計画目標年次である平成39年の人口推計を行いますと約5,500人という結果が出ています。

今後においても少子高齢化は進むものと想定されるため、高齢者が暮らしやすく、子育て環境の整備や若者にとって魅力を感じられるようなまちづくりを行い、人口減少に歯止めをかけるような対応が必要になっています。

町民アンケートより

もっと若い人達が住みやすい町づくりを行えば、戻ってくる人も増えるのではないのでしょうか。

小さな町でもよい。人情の厚い地域社会でありたい。

川北に商店が少なく、高齢者にとって不便である。

■自然環境の保全

羽幌町は、第1次産業を基幹産業として、豊かな自然環境とともに生活基盤を維持してきました。人と自然が共生する天売島・焼尻島は国定公園に指定され、離島観光の振興のためにも、自然環境の保全は大切な課題となっています。

さらに、羽幌町においては平成18年に環境保全条例が制定されており、今後とも全町的な環境保全の意識の高まりを維持していくことが重要になっています。

町民アンケートより

水質の改善が自然保護に役立ち、地域の豊かな暮らしに繋がっていくと思います。

自然林を生かし、育てる事が必要である。

■中心市街地の空洞化・空き地対策

羽幌町の商業地は、国道232号や南3条通を中心に発展し、かつては3万人の人口規模を背景に、複数の商店街を有する商業地域になりましたが、その後の人口減少や郊外型スーパーの影響などにより空洞化が進み、シャッターが降りたまの店舗が増えています。

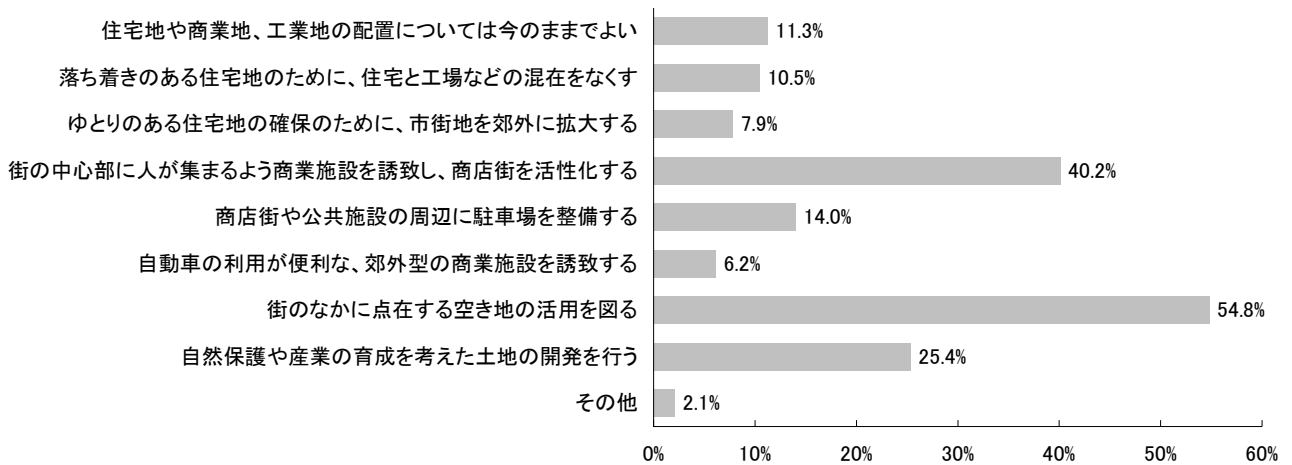
また、市街地には町有地を含めた空き地が点在しており、これらの空き地の活用により、街なかに賑わいをもたらす対策が求められています。

町民アンケートより

市街地の中に商店のある街づくりが必要。

街を歩いてみて、空き地が目立ち、街の形が徐々に失われつつあるように思われます。

＜土地利用について必要なこと＞



■交通網の見直し・身近な道路の整備

市街地の道路網は、国道232号を中心に基盤の目状に張り巡らされた形状であり、基本的には現状のままで十分機能を果たしていると言えます。今後は、現在計画中的のフェリーターミナルの移転などに伴って、交通体系の変化に応じた整備・見直しが必要になっています。

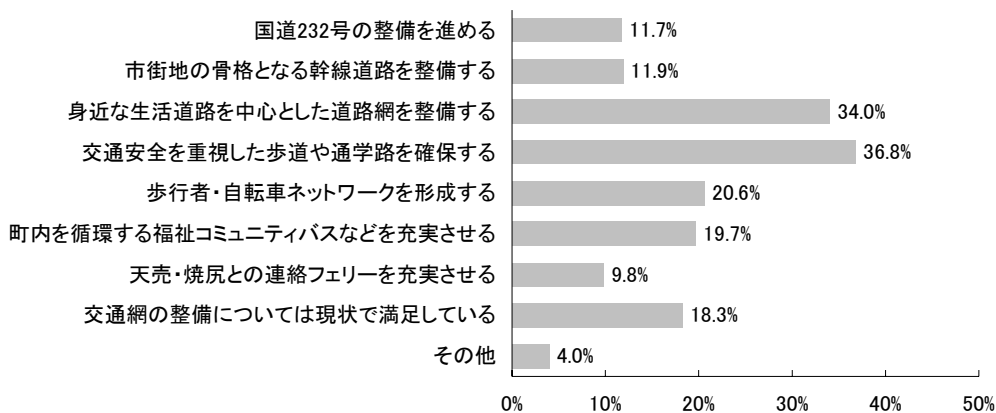
一方で、高齢化が進んでいるため、車に頼らずに生活できる生活環境の実現に向けて、安全性や歩くことに配慮した身近な道路整備が課題となっています。

町民アンケートより

必要のない道路は整備せず、身の丈にあった交通網を考えるべきである。

歩道に傾斜が多く、高齢者、子ども、車イスの通行が危険である。

＜交通網の整備について必要なこと＞



■潤いのある都市環境の形成

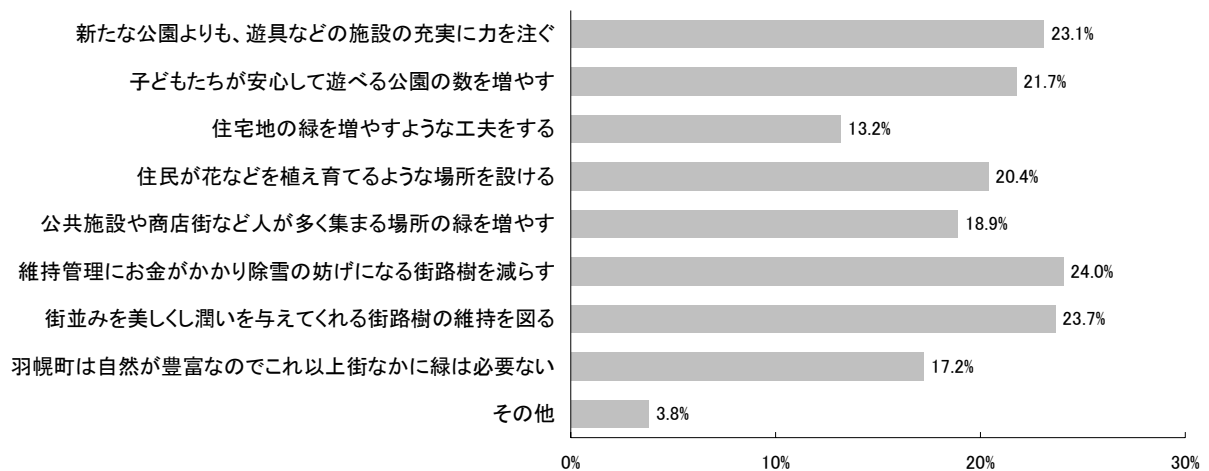
羽幌町の市街地は、中心部などで公園・緑地が少なく、また、一部街路樹が失われたままになっているなど、緑を活用したメリハリのある環境整備が必要となっています。

町民アンケートより

市街地中心部の空き地など、ただ空き地しておかないで、子どもたちが身近に遊べる場所を考えてほしい。

桜並木が羽幌町のどこかにあったら良いと思う。

〈公園や緑、水辺の整備について必要なこと〉



■都市防災への対応

地震、火災、河川の氾濫、高潮など、いつ発生するかわからない災害に対して強い都市基盤の整備を進める必要があります。

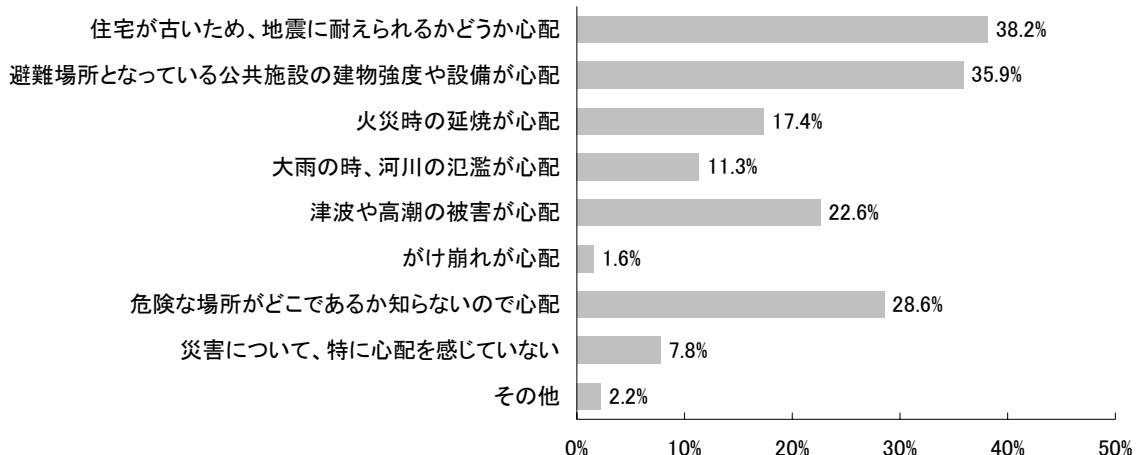
特に、一人暮らしの高齢者が増加しているため、その避難対策や避難場所の整備が必要になっています。さらに、老朽化した建物の耐震対策などが防災上の課題となっています。

町民アンケートより

特に高齢者や障害者に対する災害時の対策が心配と思われる。

一人暮らしなので避難に心配がある。

〈災害に対して心配に思うこと〉



■羽幌らしい街並み形成

羽幌町は、日本海の眺望を楽しむドライブルートとして有名な日本海オロロンラインの中間に位置し、天売・焼尻の両島、「サンセットビーチ」「はぼろバラ園」など豊富な観光資源があります。

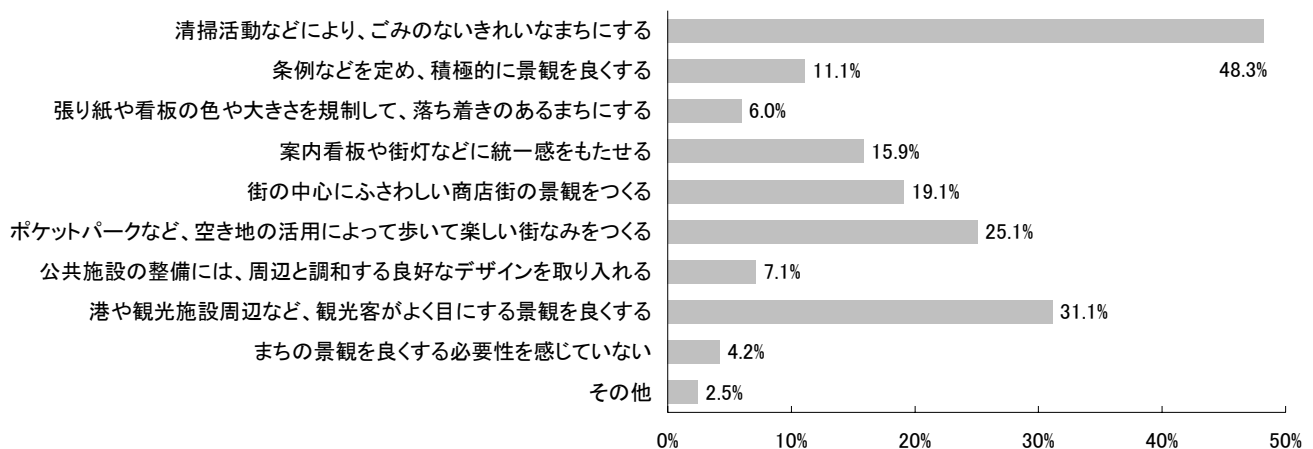
今後はこれらの資源を活用し、町民の景観形成への気運を高め、町民自らが誇れる羽幌らしい街並みを形成していくことが必要となっています。

町民アンケートより

羽幌町に住む住民の中に羽幌町の景観を愛している人が増えることが大切。

観光地として景観を重視してほしい。

〈景観を良くするために必要なこと〉



■周辺市町村との連携

羽幌町のみならず、他の留萌管内の市町村においても人口の減少は深刻な問題になっています。このため、周辺市町村との連携のもとに、都市施設の整備などを行っていくことが必要となっています。

また、観光などの産業振興の面でも周辺市町村との連携は有効な手段であり、協力体制のもとに取り組みを進めていくことが大切になっています。

町民アンケートより

我が町のことだけを考えていては、これからの発展は望めない。

オロロンライン沿線の市町村が協力した街づくりが必要。

■都市づくりへの町民参加

羽幌町では、町民の手によるビオトープ「自然空間はぼろ」などにより、既に町民の都市づくりへの参加が進んでいます。人口の減少や少子高齢化が進み、町の財政にも厳しさが増すことが予想されるため、今後ますます町民の協力体制により力を合わせた取り組みが必要となっています。

町民アンケートより

町民の協力を得て、拳町一致の明るい街づくりに努力していただきたいと思います。

これからはあまりお金をかけずに住みよい町になればと常に考えています。

2 都市づくりの理念と基本目標の設定

羽幌町総合振興計画の将来像や目標、まちづくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念と基本目標を以下のように設定します。

都市づくりの基本理念、基本目標

都市づくりの基本理念

人も自然も元気に生きる 交流と魅力にあふれるまち

少子高齢化や町の財政など、様々な問題を抱える今こそ、人と人とのふれあいを大切に羽幌町の魅力を引き出すことのできるような都市づくりを町民の創意工夫によって進めます。

都市づくりの基本目標

- ①交流と賑わいのある都市づくり
- ②安全で快適に暮らせる都市づくり
- ③自然を守り生かす優しい都市づくり
- ④羽幌らしい特色のある都市づくり
- ⑤町民みんなで進める創意工夫の都市づくり

羽幌町総合振興計画

羽幌町の将来像

『心と心をつなぐハートコミュニケーションはぼろ』

まちづくりの目標

地域の自然が育む豊かなまち
誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち
安心して魅力的な田舎暮らしができるまち

まちづくりの課題

- 人口の減少・少子高齢化への対応
- 自然環境の保全
- 中心市街地の空洞化・空き地対策
- 交通網の見直し・身近な道路の整備
- 潤いのある都市環境の形成
- 都市防災への対応
- 羽幌らしい街並み形成
- 周辺市町村との連携
- 都市づくりへの町民参加

全体構想へ

地域別構想へ

3 都市づくりの基本目標

基本理念に基づいて、これからの羽幌町が目指すべき都市づくりの基本目標を以下に示します。

① 交流と賑わいのある都市づくり

都市には、人と人が交流しあい楽しむ場所が必要です。そんなふれあいの場所を大切にして街なかの魅力をつくり、賑わいづくりや活性化に結びつけていきます。そして町民どうしに限らず、子どもからお年寄りまで、町外からも人が集まりたくなる都市づくりを進めます。

② 安全で快適に暮らせる都市づくり

災害などに対する安全性を確保して安心して暮らすことのできる都市づくりを進めます。近年、暮らしの中での快適性の考え方が、利便性や効率性の重視から健康や環境保護の重視などへと変化しつつあります。これからは町民の価値観の変化に対応しながら快適に暮らすことのできる都市づくりを目指します。

③ 自然を守り生かす優しい都市づくり

市街地の周辺は、海、山、川などの豊かな自然に囲まれ、農業、漁業、観光などの産業はこれらの自然の上に成り立っています。このため、生活雑排水など人が暮らしていることで生じる環境負荷を軽減し、人と生き物すべてに優しい都市づくりを目指します。また、これらの自然を享受し、その大切さを学ぶための自然にふれあえる場づくりを進めます。

④ 羽幌らしい特色のある都市づくり

羽幌町は、天売・焼尻の島々をはじめとして、産業遺産や食材など他の町にはない資源が豊富にあります。さらに、国道232号が結ぶ日本海オロロンラインの中にあり、その国道が市街地の中心部を通過するなど、町の活性化のために地理的にも有利な条件にあります。今後はこれらの利点を生かし、羽幌らしい特色のある都市づくりを目指します。

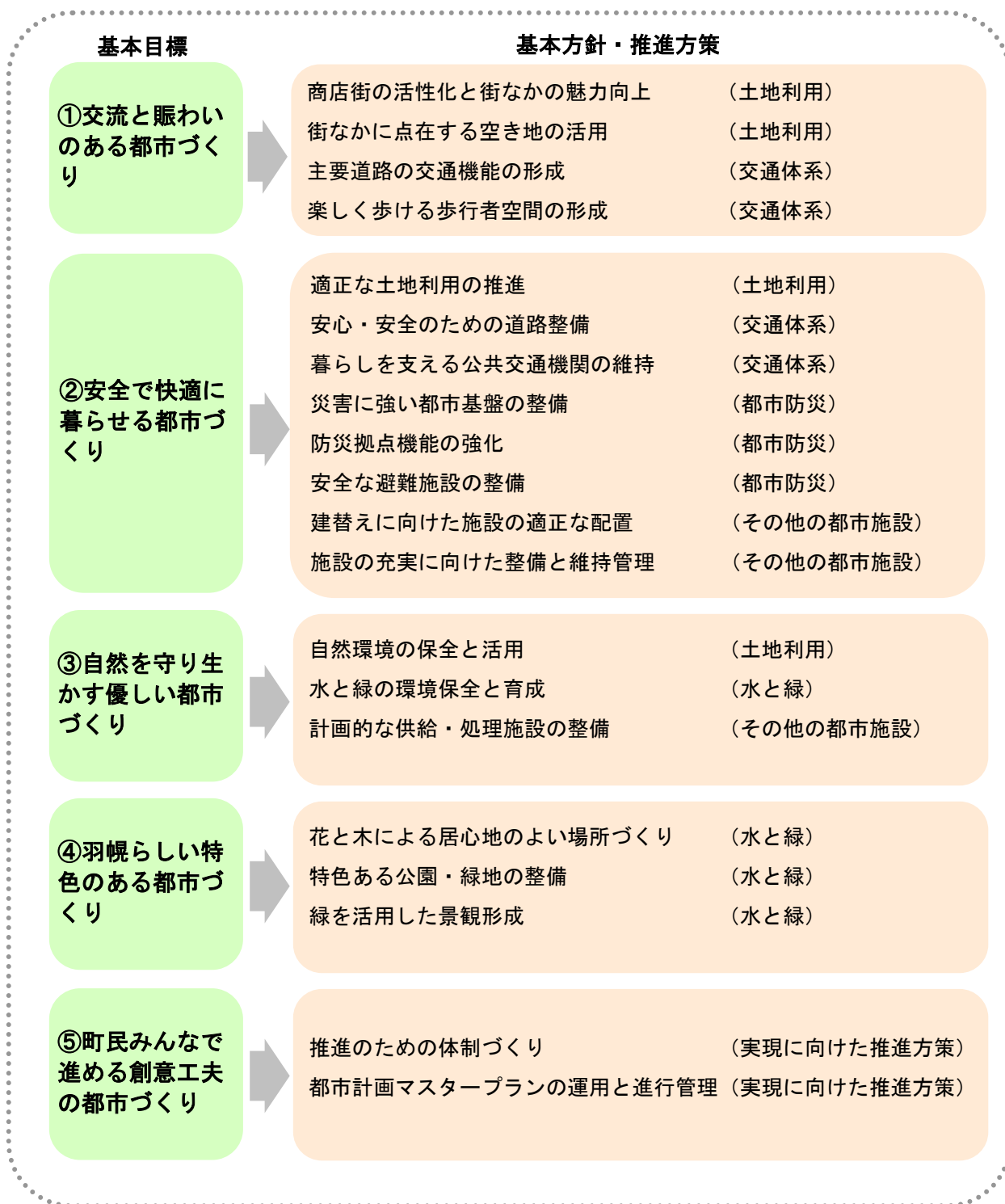
⑤ 町民みんなで進める創意工夫の都市づくり

町の財政を考えると、これからの都市づくりはお金をかけて施設づくりを進めるよりは、今あるものを有効に活用し、本当に必要なものを最小限の予算の中で実現していくことが重要です。このため、必要なもの unnecessaryなものを見極める目を養い、町民みんなの創意工夫によって都市づくりを進めていきます。

4 基本目標と方針の体系

基本目標と基本方針・推進方策の体系を以下に示します。

基本目標と基本方針・推進方策の体系

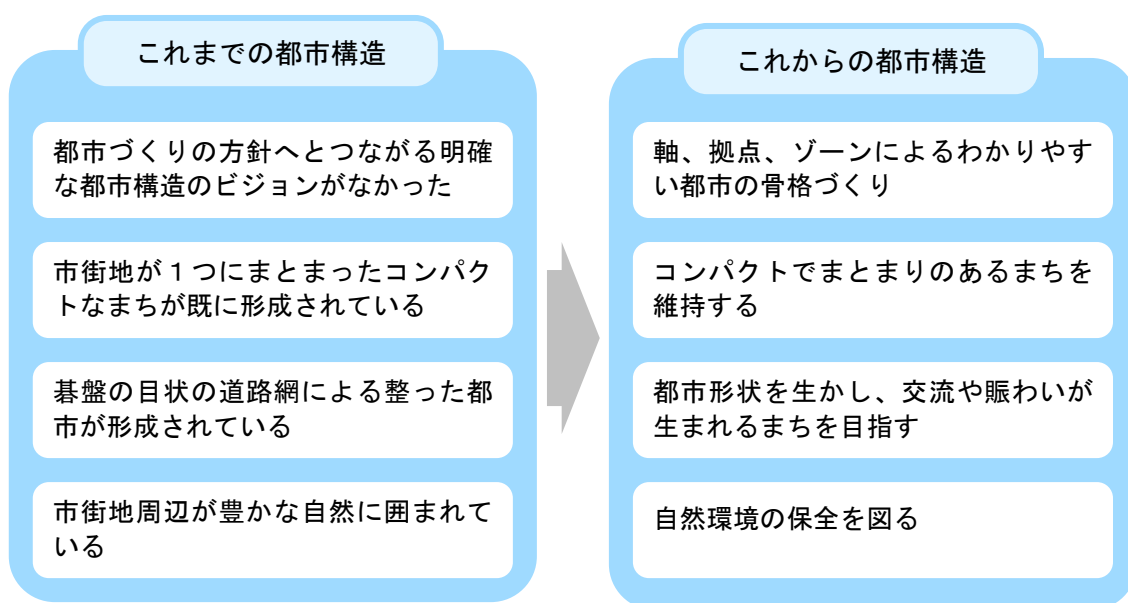


5 将来都市構造

今後の都市づくりに向けて将来都市構造の考え方を明らかにし、都市の構成要素である軸・拠点・ゾーンの視点から将来都市構造の設定を行います。

■将来都市構造の考え方

羽幌町は、市街地が1つにまとまったコンパクトな形状、基盤の目状の道路網、市街地周辺を取り囲む豊かな自然環境が大きな特徴となっています。今後はこれらの特徴を生かしつつ、魅力ある都市づくりを進めていくことが大切です。



■2つの軸

広域連携と交流の軸

国道232号と天売・焼尻航路を、近隣市町村と羽幌町を結ぶ広域連携、生活・文化・産業が行きかう交流の軸として位置づけ、都市の骨格を形成する軸としてこれに対応する市街地の展開を進めます。

ふれあいの軸

「道の駅ほっと♡はぼろ」「サンセットビーチ」「羽幌港」と市街地中心部を結ぶ線をふれあいを促進する軸として位置づけ、町民や観光客の移動を促進し町の活性化を図ります。

■ 3つの拠点

賑わいと交流の拠点

店舗や飲食店が集積する市街地中心部を賑わいと交流の拠点として位置づけ、町の顔として賑わいの創出と魅力ある街並みの形成を図ります。

海の交流と産業の拠点

フェリーターミナルや漁港の周辺を海の交流と産業の拠点として位置づけ、町民や観光客が交流を促進し、産業の活性化を図るための場づくりを進めます。

観光レクリエーション拠点

「道の駅ほっと♡はぼろ」周辺「サンセットビーチ」周辺、「羽幌公園」を観光レクリエーション拠点として位置づけ、観光とレクリエーション機能を高めます。

■ 3つのゾーン

市街地ゾーン

羽幌港周辺を除く用途地域区域内を市街地ゾーンとして位置づけ、快適で質の高い生活空間の形成を図ります。

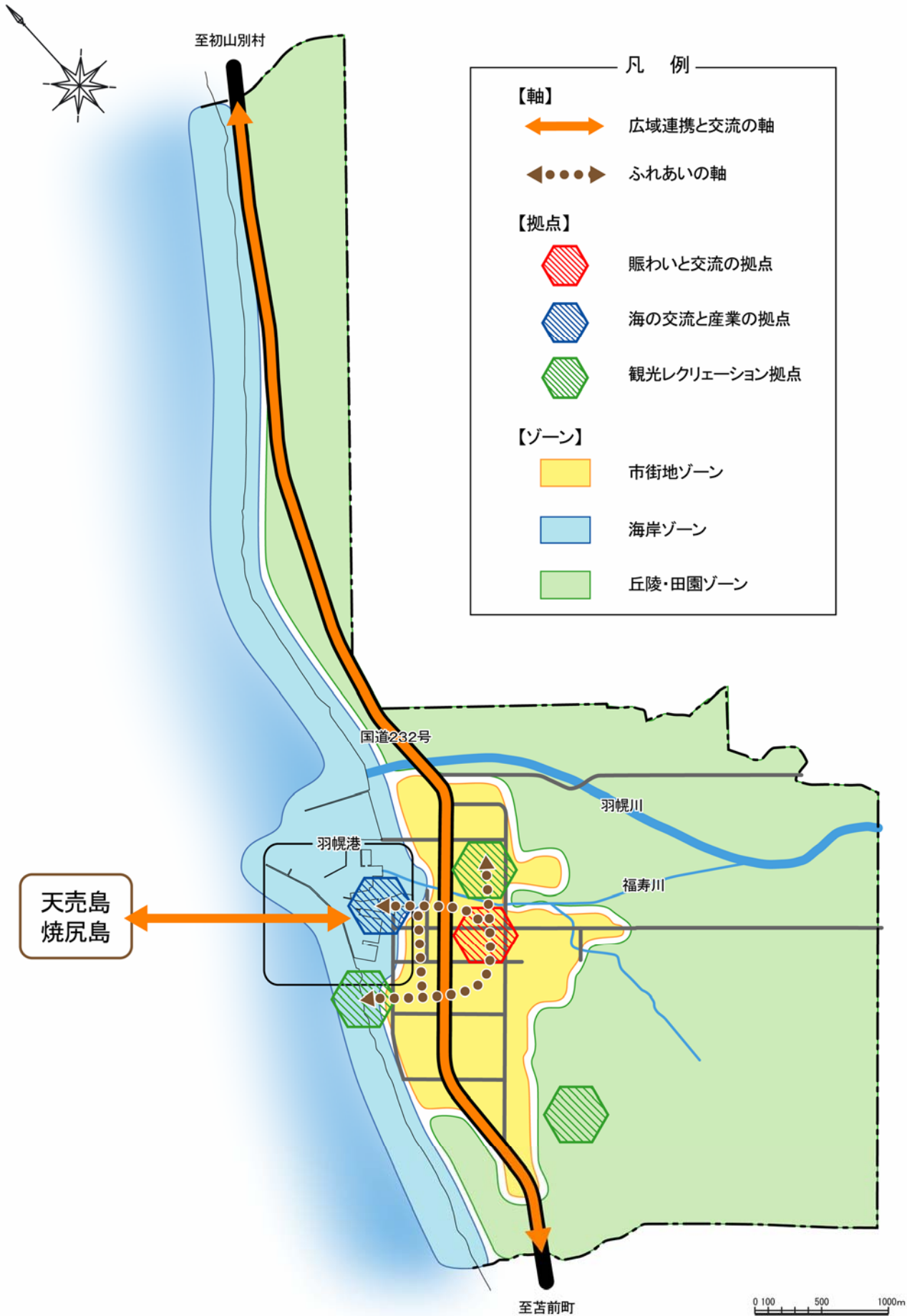
海岸ゾーン

羽幌港を含めた海岸線沿いを海岸ゾーンとして位置づけ、海との関わりの中で羽幌町の特色を生かした観光・レクリエーション・交流・産業の促進を図ります。

丘陵・田園ゾーン

海岸ゾーンを除く市街地の外側を丘陵・田園ゾーンとして位置づけ、丘陵樹林地や農地の環境保全を図ります。

将来都市構造図



第 3 章

全体構想

- 1 土地利用の基本方針
- 2 交通体系の基本方針
- 3 水と緑の基本方針
- 4 都市防災の基本方針
- 5 その他の都市施設の基本方針

1 土地利用の基本方針

■基本的な方針

市街地は、海と丘陵樹林地、農地に囲まれたコンパクトな形状にまとまっています。将来的には町の人口は減少し、市街地の土地需要も縮小することが予想されるため、市街地内の未利用地の活用を図り、適正な土地利用の推進に努めます。

市街地においては居住環境の向上や商店街の活性化を図り、市街地の外においては農地や自然環境の適切な保全を行っていきます。

■基本的な柱

1 適正な土地利用の推進

将来の都市構造を見据え、地域の経済活動の促進、良好な居住環境の形成、地域交流の創出を目指して、適正な土地利用の誘導を図るためのゾーン設定を行います。

2 商店街の活性化と街なかの魅力向上

既存商店街の活性化を図り、留萌管内の中核都市として賑わいが感じられ交流が生まれる魅力あるまちづくりを目指します。

3 街なかに点在する空き地の活用

街なかに点在する空き地を、地域活性化のために役立てます。

4 自然環境の保全と活用

羽幌町の自然環境は地域固有の財産であり、これからもこれらを保全し良好な自然環境に囲まれたまちづくりを進めます。

■誘導・整備の方針

① 適正な土地利用の推進

専用住宅ゾーン

街の中心部から離れた住宅地であり、良好な住宅環境を形成するゾーン

- 立地特性を活かし緑豊かな潤いのある環境づくりを目指します。

一般住宅ゾーン

街の中心部に隣接する居住地であり、住宅の他、事務所などが建てられるゾーン

- 利便性だけではなく地域の緑化を推進するなど快適な居住環境づくりを目指します。

沿道業務ゾーン

国道沿いで業務施設やサービス施設の集積が望まれるゾーン

- 一般住宅や業務施設などが建てられているところは、沿道業務ゾーンとして経済活動が推進しやすい土地利用に誘導していきます。

中心商業ゾーン

羽幌町の中心地であり、まちを活気づけるゾーン

- 商業施設の充実を図り、交流を促進する環境づくりを目指します。
- 歩いて楽しい中心市街地を目指します。
- 誰にも優しい環境づくりを推進し、活性化を目指します。

近隣商業ゾーン

中心商業ゾーンに隣接し近隣商業施設が集積するゾーン

- 中心商業ゾーンと連携し賑わいの広がりを感じられる商業空間の形成を目指します。

工業ゾーン

港湾に隣接する工業地域であり、水産や建設に関する工場を集積するゾーン

- 水産業、建設業関連などの産業の発展のため、今後も工業的な土地利用を進めます。

軽工業ゾーン

軽工業施設及び環境悪化の恐れのない工場の立地や住宅、商店が建てられるゾーン

- 市街地西側に位置する軽工業ゾーンは、軽工業施設が集約した土地利用の誘導を図ります。
- 市街地東側に位置する軽工業ゾーンは、住宅ゾーンに配慮した環境づくりを目指します。

港湾ゾーン

羽幌町の水産業、物流の拠点、天売島、焼尻島の航路拠点として機能するゾーン

- 港の規模や活用方法に応じて、港湾計画との整合を図りながら、臨港地区の見直しを行うなど、適切な港の土地利用を図ります。
- 観光などの交流拠点の環境づくりを推進します。

公園緑地ゾーン

都市の環境保全や防災機能、景観向上の機能を有し、住民のレクリエーション活動の場となるゾーン

- 既存の公園は、その環境を保全し機能を充実するよう改善、維持管理に努めます。
- 市街地内のバランスを考慮しながら、公園緑地の配置を検討していきます。

丘陵・田園ゾーン

市街地を取り巻く森林や農地等のゾーン

- きれいな川、海づくりなどの生活環境に配慮した森林整備と農地の保全を図ります。
- 遊休地の有効活用を図り、丘陵・田園ゾーンの良い環境づくりを推進します。
- 緑のネットワークと連動し、市街地形成のための環境保全に努めます。

② 商店街の活性化と街なかの魅力向上

- 商業施設が集積し羽幌町の中心市街地となっている地区は、賑わいと交流の拠点として、商店街の活性化や魅力ある街並み形成に向けた取り組みを検討します。
- 「道の駅ほっと♡はぼろ」「サンセットビーチ」「羽幌港」と市街地中心部をつなぎ、観光客の回遊性を高めるなど、相互に連携が図られる方策を検討します。
- 地域の活力を高める街なかでの交流促進、歩いて楽しい街なか環境づくりを推進します。

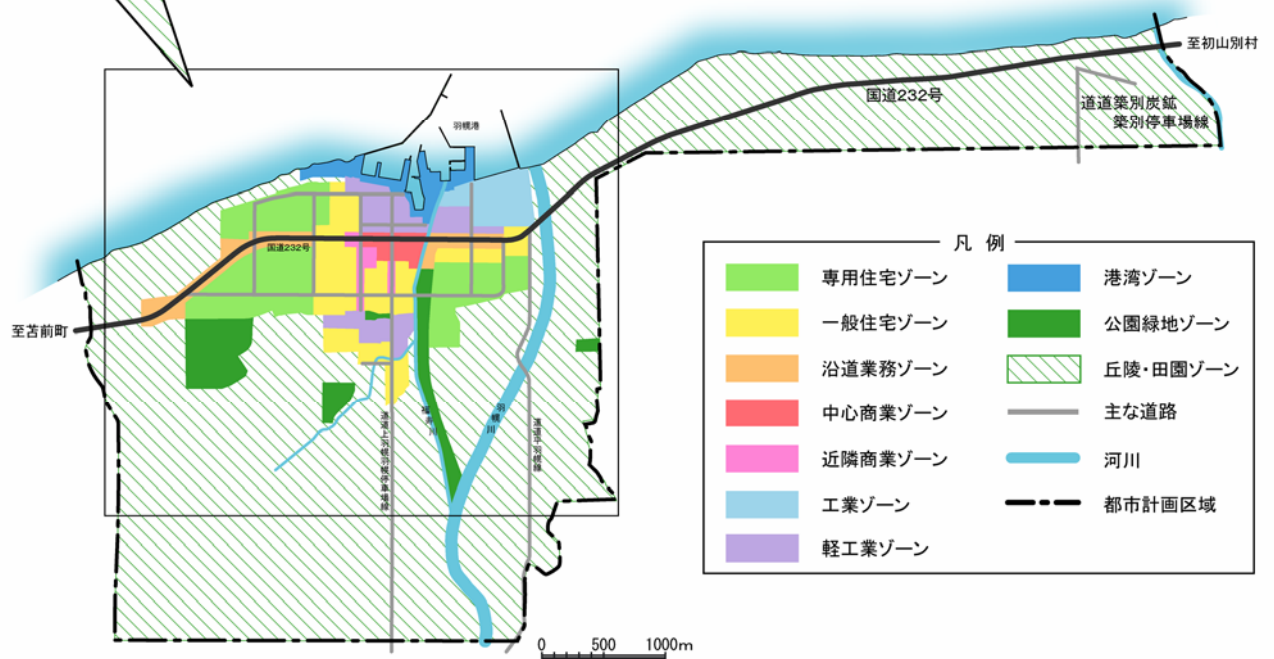
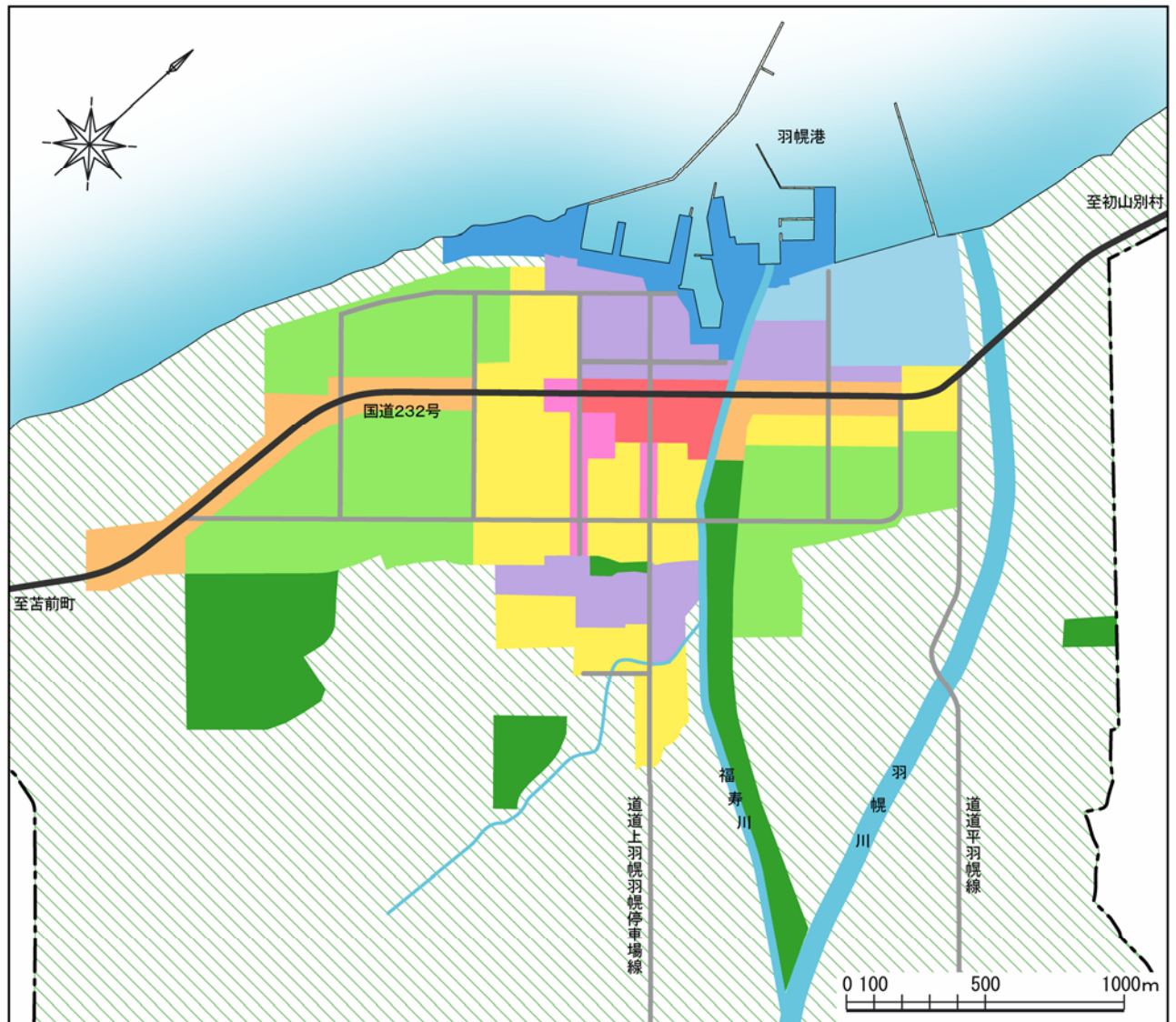
③ 街なかに点在する空き地の活用

- 景観の向上、地域コミュニティの活性化を図るため空き地の活用を検討します。
- 営林署跡地は、中心市街地の核となるよう検討します。

④ 自然環境の保全と活用

- 暑寒別天売焼尻国定公園に指定されている天売島、焼尻島を保有する羽幌町の重要なテーマとして、自然環境の保全を図ります。
- 河川や街なかの緑化を推進し、自然環境の向上を目指します。
- 市街地を取り巻く丘陵・田園ゾーンは、自然環境の保全と同時に自然にふれあえる場としても活用します。
- 環境負荷の軽減を図るため、コンパクトなまちづくりを推進します。

土地利用の方針図



2 交通体系の基本方針

■基本的な方針

道路は、主要幹線道路である国道232号、幹線道路、補助幹線道路を骨格として生活道路が基盤の目状に張り巡らされた形状であり、基本的な道路形状は現状を維持します。港湾計画によりフェリーターミナル、北るもい漁業協同組合の移転が計画されており、港から国道までの人と物資の流通経路として南2条通を経由するルートを確認していきます。

また、今後は、高齢者が増えて車を所有しない人の増加が予想されること、人と人とのふれあいの機会を増やすこと、健康づくりの機会を増やすことなどの理由から、これまでの車中心の交通体系から、歩くことにも目を向けた交通体系を形成していきます。

■基本的な柱

1 主要道路の交通機能の 形成

主要幹線道路であり日本海オロロンラインの一端を担う国道232号、幹線道路、補助幹線道路などの交通機能の形成を図っていきます。

2 楽しく歩ける歩行者空間の 形成

街なかを歩いて移動することに目を向け、歩行者空間の確保や沿道の整備を行い、ウォーキングルートを設定します。

3 安全・安心のための道路 整備

交通安全上危険な場所の改善、道路施設の維持管理、歩道のバリアフリー化などにより、車や歩行者の安全を守り、誰もが安心して移動できる道路整備を行います。

4 暮らしを支える公共交通 機関の維持

町内や町外への移動手段である公共交通機関の維持を図ります。

■誘導・整備の方針

① 主要道路の交通機能の形成

- 主要幹線道路である国道232号（3・3・1 大通）を広域連携と交流軸として位置づけ、安全面、景観面への配慮を行います。
- 国道232号から新たなフェリーターミナルまでのアクセス道路として、南2条通を位置づけ、道道羽幌港線（3・3・2 中央通）までの区間のアクセス機能の強化を図ります。
- 未整備都市計画道路は、今後の土地利用、都市全体の交通ネットワークにおける位置づけや交通量を考慮し、住民の意見を把握した上で、都市計画見直しの検討を行っていきます。
- 国道232号から主要施設へ向かう幹線道路との交差点には、施設への行き先などをわかりやすくするために、デザイン的に統一された交通サインを設置します。

② 楽しく歩ける歩行者空間の形成

- 楽しくぶらぶら歩きができること、健康を維持することを目的として主な公園、河川敷、商店街、港などを結ぶウォーキングルートを設定します。
- ウォーキングルートにおいては、歩行者空間の改善を優先的に図る道路として、安全に楽しく歩くことのできる道づくりを進めます。
- 沿道の緑や景色を楽しむことその他、空き地や公共公益施設、民間施設などの敷地に休憩所を設置し、人とのふれあいの機会や賑わいを生み出すような道づくりを目指します。

③ 安全・安心のための道路整備

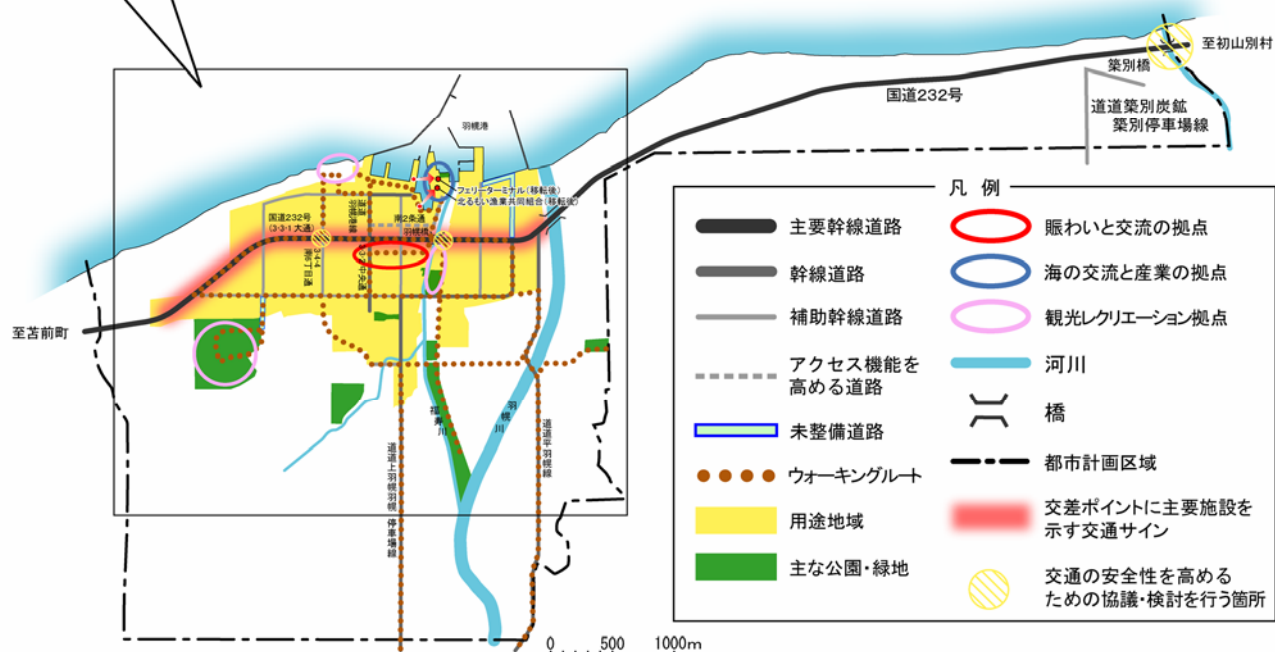
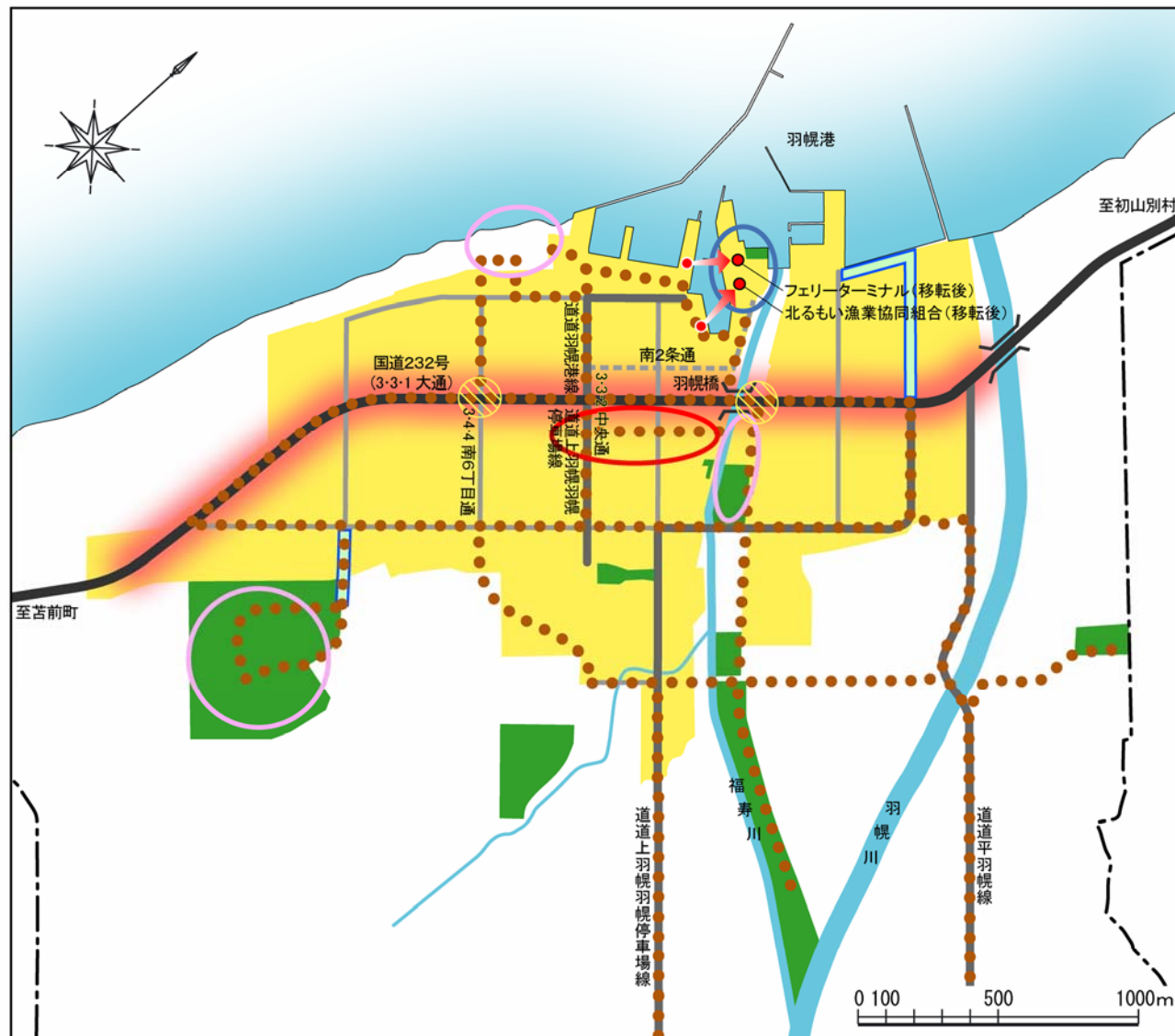
- 人と車の交通の安全性を高めるため、国道232号の羽幌橋、築別橋の改修、国道232号と南6丁目通（3・3・4 南6丁目通）との交差点の信号設置などについて道路管理者等と協議しつつ検討していきます。
- 道路の維持管理については、定期的な点検と住民からの情報をもとに、舗装の傷みなどの補修を進めます。
- 歩道については、幅員、勾配、隣接地などの条件を踏まえ適否を判断した上で、場所の選定や手法の検討を行い、誰もが安心して歩ける道とするためにバリアフリー化を進めます。

- 夜道が危険な箇所に配慮し、街灯の再配置や更新を行っていきます。
- 冬季の安全な交通を確保するために、町民と行政の連携のもと除排雪体制の強化を図るとともに、管理者にも要請していきます。

④ 暮らしを支える公共交通機関の維持

- 今後も高齢者が増えて公共交通機関に頼らざるを得ない人が増えることを想定し、羽幌町内循環バス「ほっと号」の運行を継続し、日常生活に役立つ活用方法を検討していきます。
- 都市間バス、路線バスなど、町内外の移動手段であるこれらの公共交通の継続的運行を要請していきます。
- 天売島、焼尻島と羽幌市街地を結ぶフェリーは、島民の日常の足、観光振興の要として、輸送体制を維持していきます。

交通体系の方針図



3 水と緑の基本方針

■基本的な方針

市街地とその周辺の自然環境との連続性が生み出す様々な緑や動植物との関わりの中で市街地と自然との共生を図り、良好な環境を形成していきます。このため、市街地周辺を取り囲む丘陵樹林地や防風林などの緑や農地から、福寿川や羽幌川などの河川を経由して、市街地全体と海岸線へと続く緑のネットワークを形成します。

市街地においては公園、緑地といったまとまりのある緑と、街路樹や並木などの線的な緑をつなげていくことで潤いのある都市空間を形成します。

レクリエーションの機能を果たす公園や緑地については、全体のバランスを考えた配置を行い、利用の目的に応じて、多くの人に親しまれる特色ある整備を行っていきます。また、花や木などの緑の効果を活用し、ふれあいの場づくりや景観形成に役立てていきます。

■基本的な柱

1 花と木による居心地のよい場所づくり

地域の一人ひとりが元気になるためには、日常的な人と人とのふれあいの場所が必要との考えから、花や木などの緑の効果を活用し、外に出ることが楽しくなるような居心地のよい場所づくりを進めます。

2 特色ある公園・緑地の整備

小さな子どもたちのための公園、キャッチボールやサッカーができる公園、花を楽しむ公園、街なかで寛ぐための公園といった、目的に応じた特色ある公園整備を進めます。

3 水と緑の環境保全と育成

環境の町羽幌として、緑のネットワークを形成する市街地周辺の丘陵樹林地や防風林、河川、海岸などの環境を保全し緑の育成を図ります。

4 緑を活用した景観形成

緑を活用した景観形成を進め、羽幌らしい美しい街並み景観を創出するとともに、これを住民参加により実現させることで、地域への愛着や景観づくりに対する意識を高めていきます。

■誘導・整備の方針

① 花と木による居心地のよい場所づくり

- 街路樹の他、公共公益施設周辺や河川敷などに花や木による植栽を行い、連続性のある緑を確保することにより、ウォーキングルートなどに彩りを添え、歩きたくなる街並みを形成します。
- ガーデニングが盛んであいさつが活発なまちは、雰囲気明るさで防犯効果も期待できることから、民有地の道路沿いの緑化を推奨し、安心して楽しく歩けるまちづくりを進めます。

② 特色ある公園・緑地の整備

- 市街地に点在する既存の小規模な公園は、利用実態や施設に対する地域の要望等に基づき、再整備の検討を行うなど、身近な公園として利用者のニーズに合わせた施設を目指します。
- 羽幌公園やレストパーク（ひばり公園）などの都市公園をはじめとする主な公園は、それぞれの目的に応じた特色ある公園として施設の充実を図ります。
- 町内の墓地区画が残り少なくなっていることから、良好な景観を有する羽幌霊園を核として、周辺の景観を保全する意味合いからも、羽幌霊園の隣接地にその機能等を活用した第2霊園の整備を検討していきます。
- 港湾計画に基づき、羽幌港中央埠頭に避難緑地を配置します。
- 配置のバランスに考慮しながら、公園の少ない市街地中心部や浜町の工業地域などへの公園緑地の配置を検討します。
- ウォーキングルートに合わせて、歩行時に休憩や交流ができる場所として、街なかの空き地を活用した公園や緑地の整備を検討します。
- 誰もが利用しやすいように、公園や緑地の整備にあたっては、段差解消などのバリアフリー化に努めます。

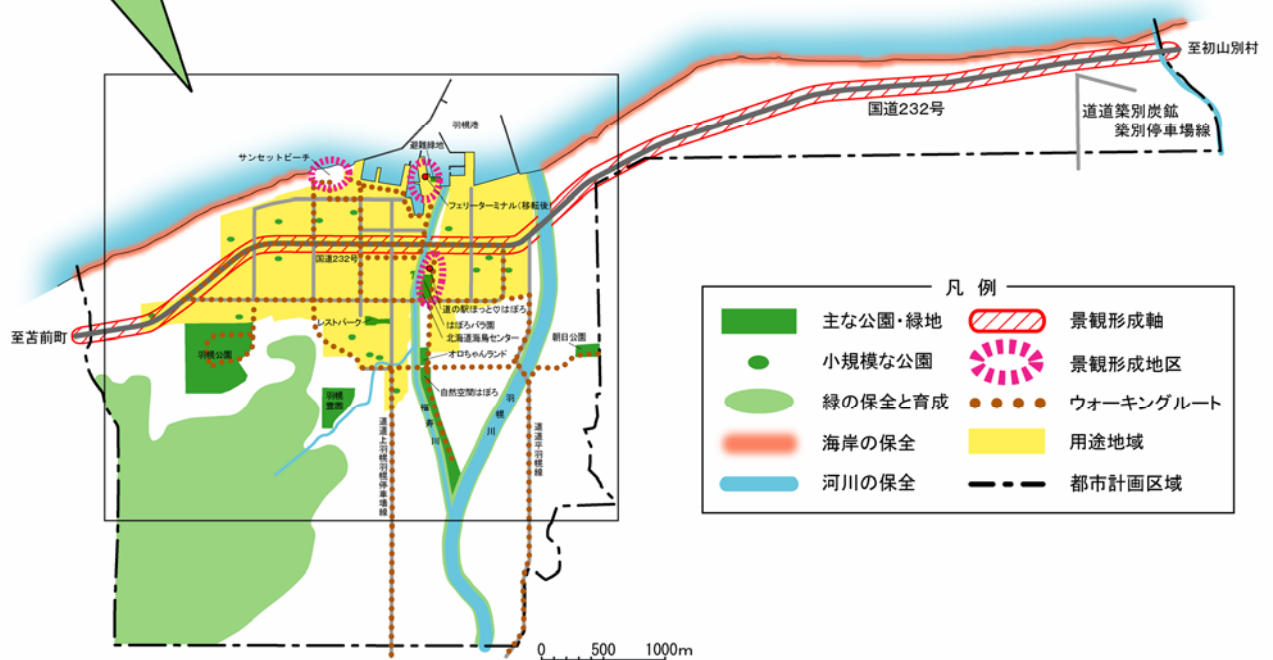
③ 水と緑の環境保全と育成

- 市街地周辺の丘陵樹林地や防風林、福寿川や羽幌川などの河川敷の緑の保全と育成を図ることで、市街地に続く緑のネットワークを形成します。
- 町民の手によるビオトープ「自然空間はぼろ」での活動に代表されるように、環境保全に対する町民活動や意識の育成に努めます。
- 河川は、良好な漁場形成や水産資源を守るための重要な要素であることから、河川の水質向上に努め、生活雑排水などの流入を防ぎます。
- 様々な生物が生息する海岸線の自然環境を保全し、自然の生態系と隣接する町村から続く羽幌の美しい景観を守ります。

④ 緑を活用した景観形成

- 日本海オロロンラインと呼ばれる国道232号は、観光客など多くの人が行きかうまちの顔として、街路樹や花などの緑を活用した沿道の景観整備を進めます。
- 「道の駅ほっと♡はぼろ」周辺、「フェリーターミナル」周辺、「サンセットビーチ」などにおいて、町の観光スポットにふさわしい景観形成を図ります。
- 街路樹は、植樹樹があることで歩行者の通行に支障をきたす路線は廃止し、車の見通しなどの交通安全にも配慮しながら、残すべき路線については適正な維持管理を図ることでメリハリのある美しい街並みを形成します。
- 公共公益施設の敷地周辺や民有地の花や木による緑化を推奨し、緑の潤いある街並みを形成します。

水と緑の方針図



凡 例	
	主な公園・緑地
	小規模な公園
	緑の保全と育成
	海岸の保全
	河川の保全
	景観形成軸
	景観形成地区
	ウォーキングルート
	用途地域
	都市計画区域

4 都市防災の基本方針

■ 基本的な方針

町民の生命財産を災害から守り、安全な生活を確保するため、地震、火災、河川氾濫、高潮などによる災害に強い都市基盤の整備を進めます。羽幌町地域防災計画をもとに、建物、道路、河川、港などの各施設の整備により実践的な防災対策の確立を図ると同時に、高齢者や障害者に配慮した避難対策を進めていきます。

また、大規模災害の避難時には、毛布 1 枚の調達から、食料の確保、家族の安否確認などの様々な情報が必要となり混乱を招く恐れがあります。このため避難所の中でも特に規模が大きい中央公民館や学校施設等を防災拠点と位置づけ、安心の拠点として設備と物資、そして情報機能の充実などを図っていきます。

■ 基本的な柱

1 災害に強い都市基盤の 整備

想定される各種災害に対して強い都市基盤の整備を進めます。

2 防災拠点機能の強化

防災拠点の設備や物資を充実させ、役場や消防署を中心としたネットワークの中で情報機能の強化を図ります。

3 安全な避難施設の整備

災害時に誰もが安全に避難することができるよう、避難所や避難場所の整備を行います。

■誘導・整備の方針

① 災害に強い都市基盤の整備

- 地震時の倒壊を防止するため、公共公益施設の耐震診断を実施し、耐震改修等を行います。
- 河川災害、高潮災害に対応するため、河川堤防、海岸・護岸施設などの整備事業を進めます。
- 集中豪雨や大型台風などによる低地の浸水被害を防ぐため、河川や下水道の排水機能の向上に努めます。
- 土石流やがけの崩落を防ぐため、定期的な点検と崩落防止工事を進めます。
- 電気、ガス、上下水道などのライフラインの強化、情報伝達手段としての電話やインターネットなどの情報基盤の強化を図ります。

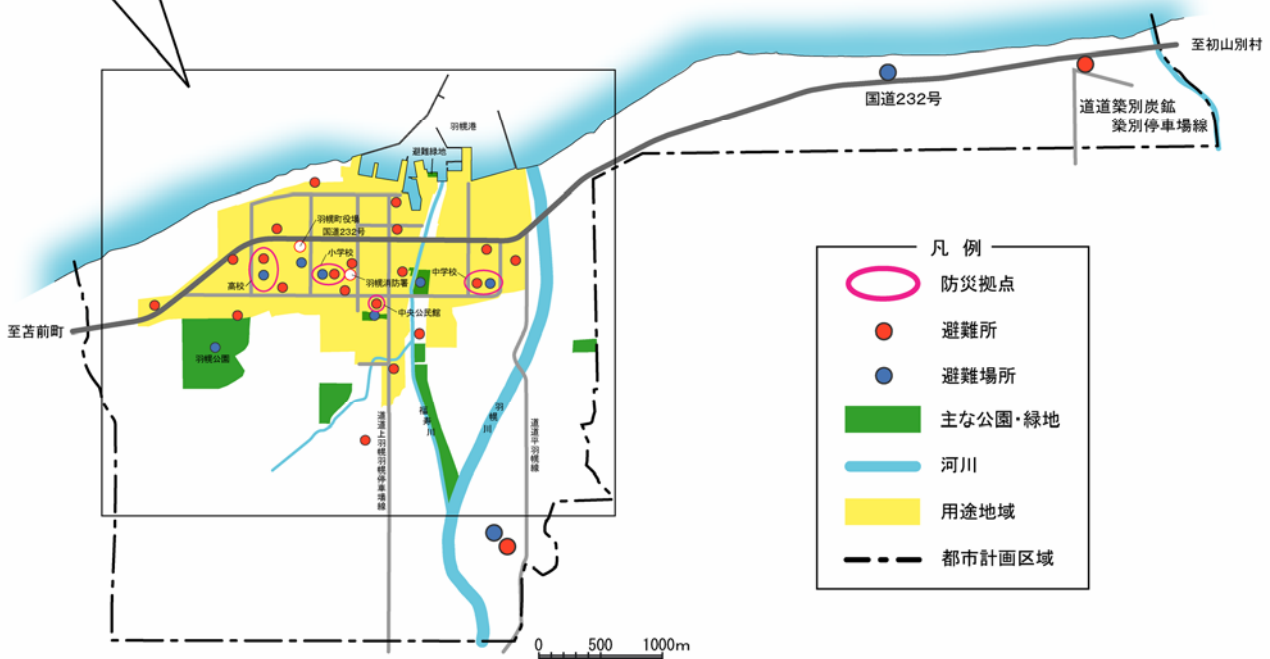
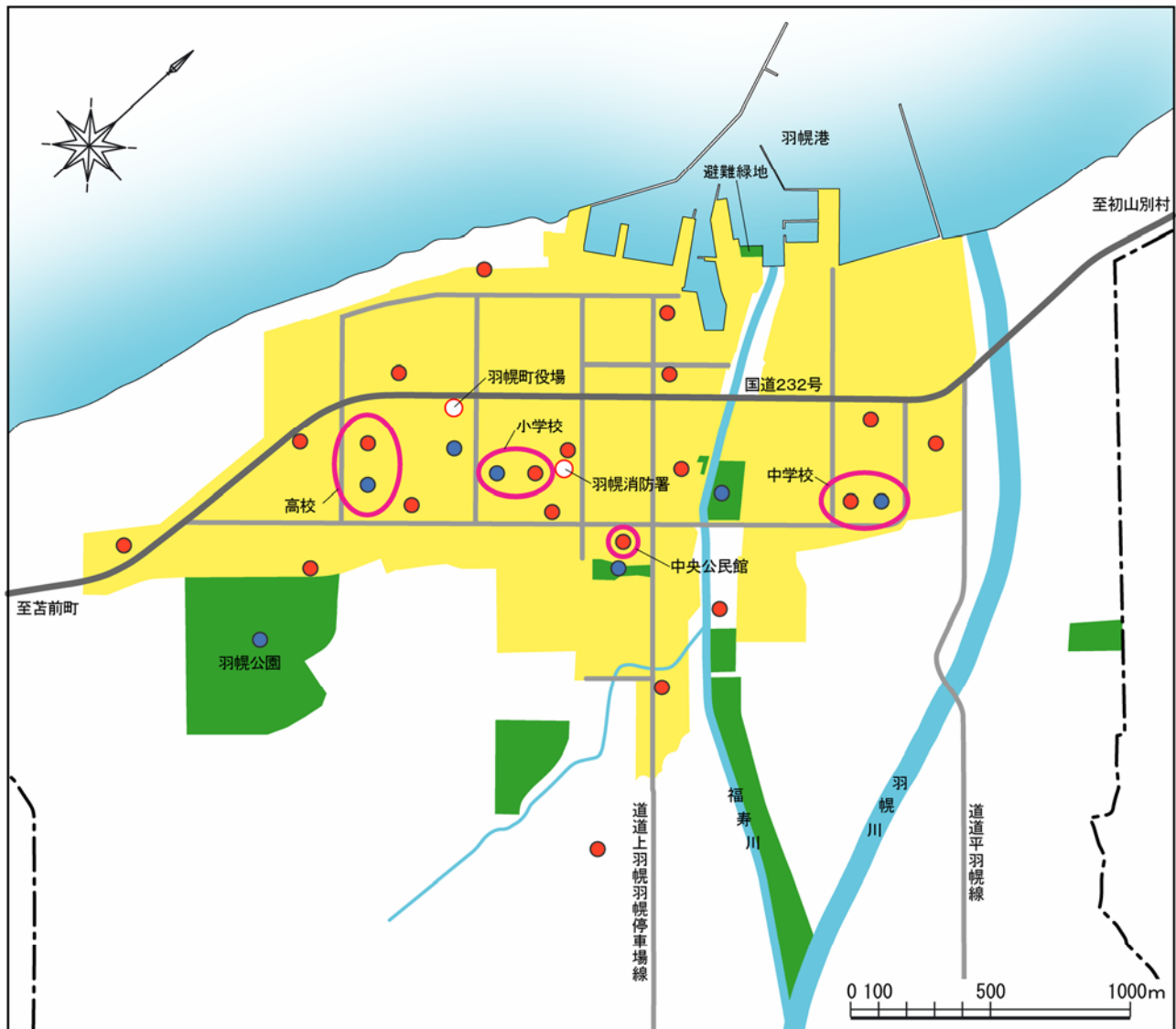
② 防災拠点機能の強化

- 避難所の中でも施設規模が大きく、災害時に必要な設備を備えることのできる中央公民館や学校施設等を防災拠点と位置づけます。
- 防災拠点には、避難所としての設備や物資の充実に加えて、役場や消防署を中心としたネットワークの中で、情報の収集や伝達の役割が果たせるよう情報機能の充実を図ります。
- 防災拠点においては、高齢者や障害者に配慮した施設整備を行います。
- 港湾計画に基づき、羽幌港の防災対策を進めます。

③ 安全な避難施設の整備

- 緊急車両の通行や避難が円滑に行われるように、生活道路の改善に努めます。
- 羽幌港避難緑地や海浜緑地など避難所や延焼防止機能として役立つ公園、緑地の整備を行います。
- 誰もが日常的に防災意識を持ち、いざという時に慌てることがないように、避難所や避難場所の周知に努めます。

都市防災の方針図



5

その他の都市施設の基本方針

■基本的な方針

町民の生活を支える都市施設として、供給・処理施設をはじめとする各種施設について、適正な配置と整備を行います。

なお、都市施設の配置や整備にあたっては、今後の人口規模や土地利用を考慮しつつ、周辺市町村との連携において効率化を目指していきます。

■基本的な柱

1

計画的な供給・処理施設の整備

上水道、下水道、ごみ処理施設などの供給・処理施設について、都市環境に与える影響を考慮しながら、計画的な施設の整備、更新を行います。

2

建替えに向けた施設の適正な配置

老朽化して建替え時期を迎えた保育園や小学校などの公共公益施設は、施設の利活用や周辺環境を考慮した適正な配置の検討を行います。

3

施設の充実にに向けた整備と維持管理

公共公益施設は、高齢化や障害者への対応、利用者のニーズに合わせた改善や整備によって充実を図り、適正な維持管理に努めます。

■誘導・整備の方針

① 計画的な供給・処理施設の整備

- 町民の生活を支える安全で良質な水の安定供給に向けて、上水道施設の整備、更新を図ります。
- 衛生的な生活環境を確保するため、下水道施設未整備区域の整備や既存施設の更新を図ります。

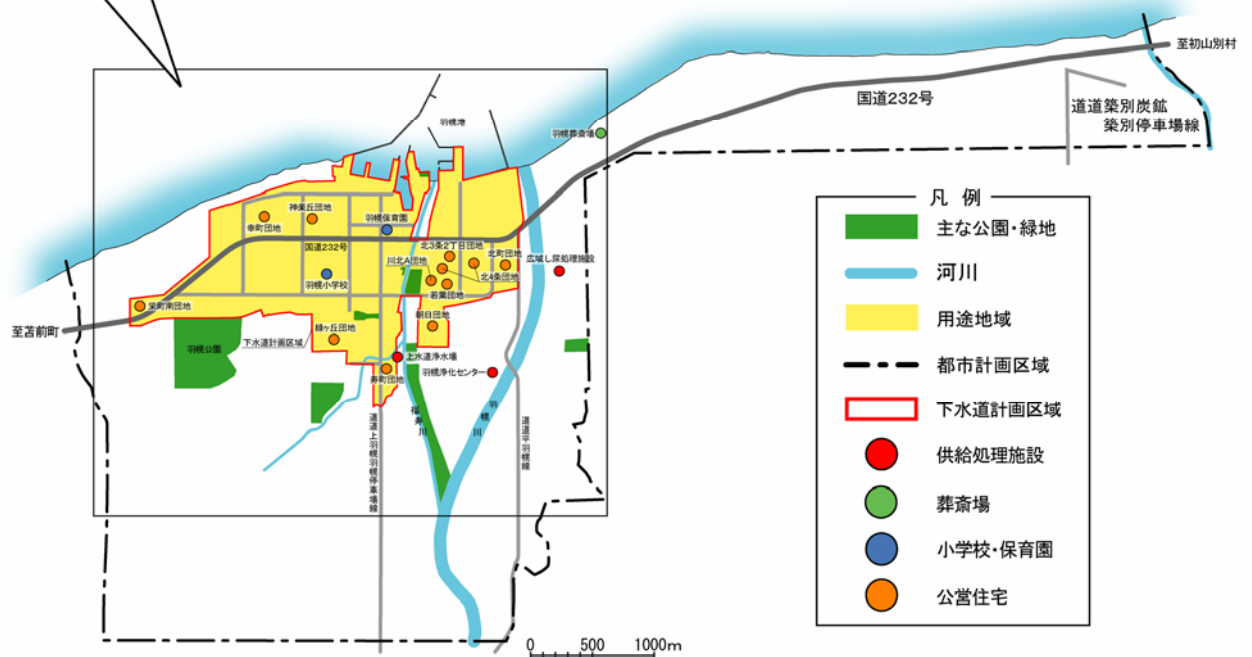
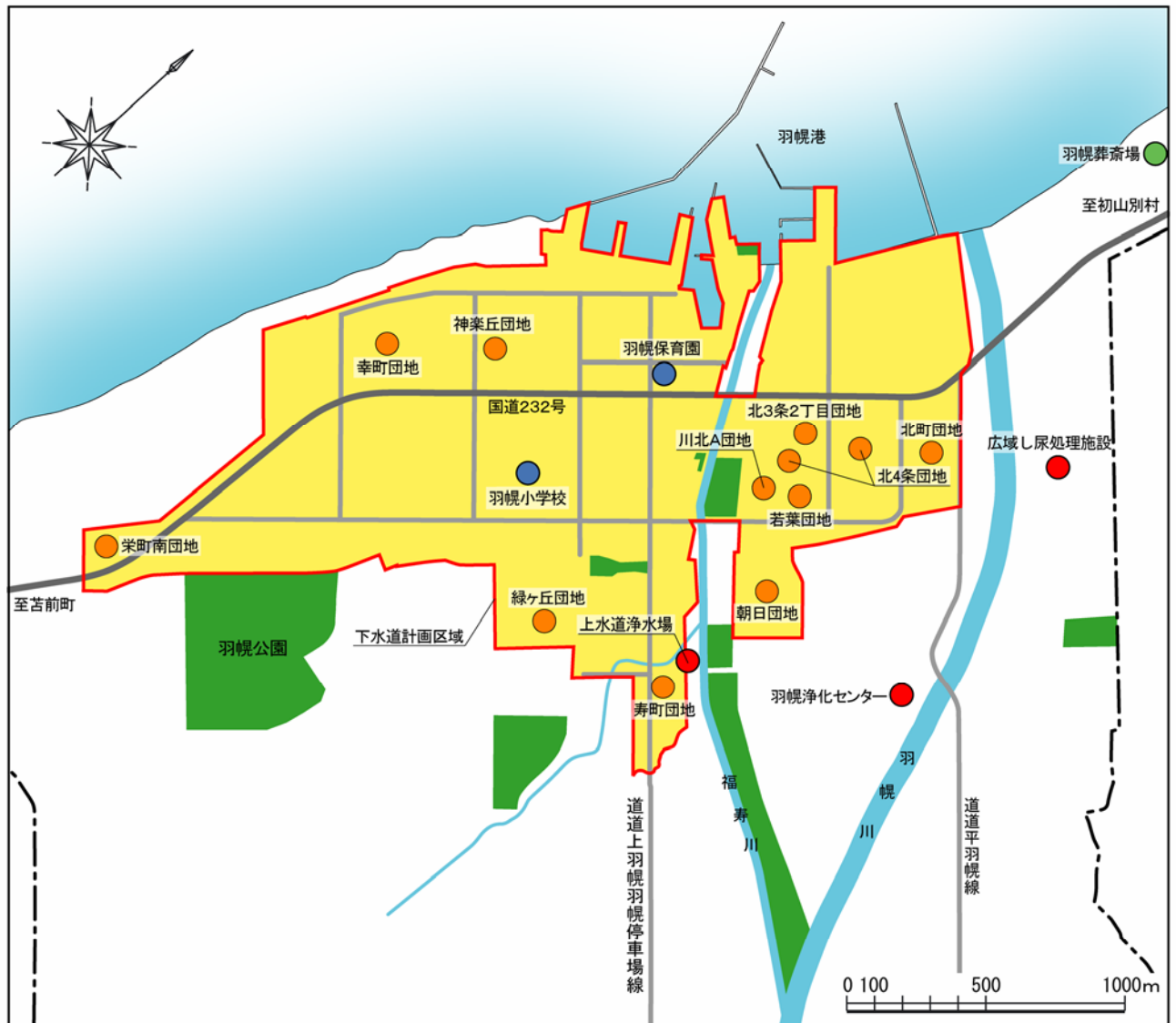
② 建替えに向けた施設の適正な配置

- 建替え時期を迎えている羽幌保育園、羽幌小学校などは施設の利活用や周辺環境を考慮した適正な配置の検討を行います。
- 羽幌葬斎場の老朽化に伴い、計画的な建替えに向けての検討を行います。
- 公営住宅については、羽幌町住宅マスタープラン、羽幌町公営住宅ストック活用計画に則し、建替えや改修などの整備を行っていきます。
- 今後の施設の建替えの際には、関連施設を隣接させるなど、バランスを考えて効率的な利用ができるような配置に努めます。

③ 施設の充実にに向けた整備と維持管理

- 公共公益施設は、これからの高齢化に対応して施設のバリアフリー化に努めます。
- 既存の公共公益施設の見直しを行い、利用者のニーズに応える施設の充実と維持管理を目指します。
- 利用が低下している施設があるため、統廃合や再活用などの検討を行っていきます。

その他都市施設の方針図



- 凡 例
- 主な公園・緑地
 - 河川
 - 用途地域
 - 都市計画区域
 - 下水道計画区域
 - 供給処理施設
 - 葬斎場
 - 小学校・保育園
 - 公営住宅

第4章

地域別構想

- 1 地域区分の考え方
- 2 中央地域の方針
- 3 港湾地域の方針
- 4 南西地域の方針
- 5 川北地域の方針

1 地域区分の考え方

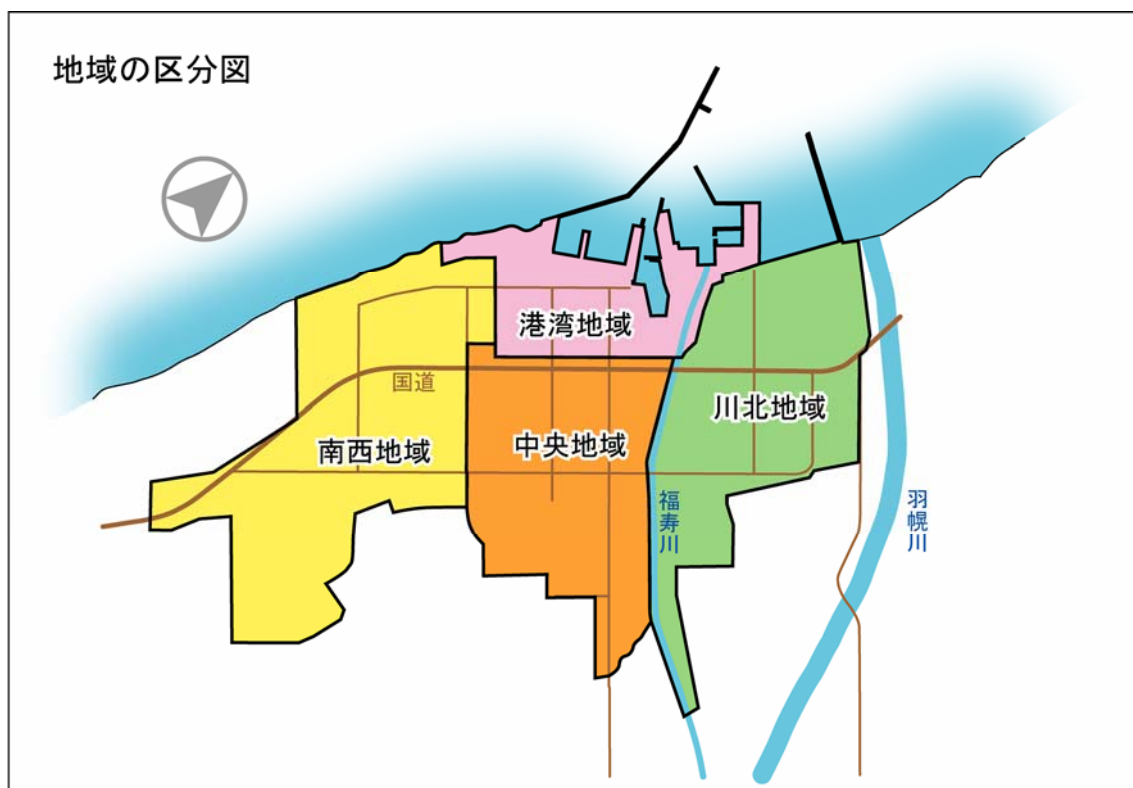
羽幌町の市街地は、地形的特性から福寿川の北側（通称川北）と南側（通称川南）に大きく区分することができます。さらに、南側は土地利用上の特性として、中心市街地の核となる商業地域、東側に位置する工業地域、羽幌港と周辺の工業地域を有しており、これらを取り巻く形で住宅地が形成されています。このため、今後の市街地の土地利用や地域の発展の可能性を踏まえ、以下の4つの地域による地域づくりの方向性を示していきます。

中央地域 中心市街地と東側に位置する工業地域・住宅地域

港湾地域 羽幌港と周辺の工業地域

南西地域 主に住宅地を専用とする地域

川北地域 福寿川の北に位置する地域



2 中央地域の方針

■中央地域の現状と課題

本地域は、商店街や銀行、病院、バスターミナルなど、町民の日常生活の中核機能が集積する中心市街地と、その東側に形成されている木工場や農協倉庫などからなる工業地域、さらに東側の住宅地によって形成されています。

中心市街地は、国道232号や南3条通を中心とする、複数の商店街を有する商業地域に発展しましたが、現在は人口減少や車社会の進展による購買力流出の影響などにより、空洞化が進んでいます。このため、平成17年の再開発事業による複合型ショッピングセンターの開店を始めとして、活性化に向けた取り組みが進められています。また、中央公民館付近にはすこやか健康センター、レストパーク（ひばり公園）などの公共公益施設の集積が見られます。

一方、国鉄羽幌線が存続していた時代の名残で、旧国鉄羽幌駅（現在のレストパーク周辺）より東側の地区では工業地が住宅地の間に介在し、交通や景観の面で連続性が形成されておらず、さらに工業地の東側においても住宅地の農地側へのにじみ出しの状況が見られることから、これらの地区の一体的な土地利用や交通網の見直しによる環境の向上が望まれます。



■中央地域の将来像

本地域は、羽幌町の中心として町の活性化を担う地域であり、商業施設や公共公益施設の集積を生かしつつ、交流と賑わいのあるまちづくりを進めます。また、旧国鉄羽幌駅の東側地区の土地利用の再編により、周辺を丘陵や農地などに囲まれた住み心地の良いまちづくりを進めていきます。

中央地域の将来像

町民の元気の源となる交流と賑わいが生まれる地域

■中央地域の誘導・整備の方針

土地利用

- 交流と賑わいが生まれる中心市街地の形成を目指します。
- 住、商、工それぞれの適正な土地利用のあり方について検討を行います。
- 中央公民館付近に公共公益施設を集積させ、一体的な公共サービスの充実に努めます。
- 中心市街地の核となる場所として、営林署跡地の活用について検討を行います。
- 旧国鉄羽幌駅の東側地区は、環境や景観に配慮した整備と適正な土地利用のあり方について検討を行います。

交通体系

- 花と緑を活用した景観整備を行い、買い物や散歩など歩いて楽しい街並みを形成します。
- 歩道のバリアフリー化等、生活道路の改善に努めます。

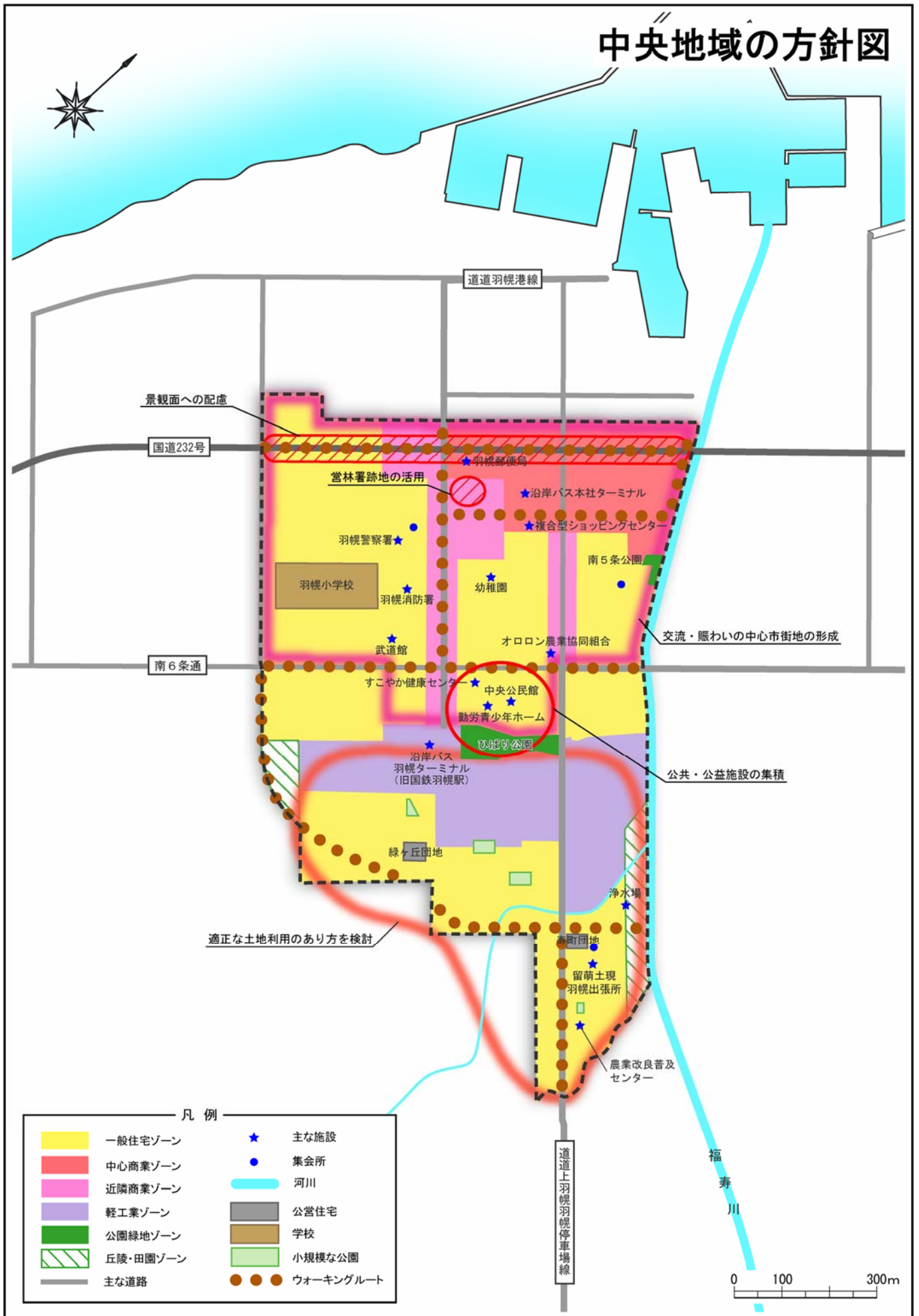
水と緑

- 緑を活用して街角や仲通の魅力向上を図ります。
- 住宅地の居住環境を守るため、工場や倉庫などの敷地周辺の緑化を推奨します。

その他の都市施設

- 下水道未整備箇所の整備促進を図ります。

中央地域の方針図



3 港湾地域の方針

■ 港湾地域の現状と課題

本地域は、羽幌港と周辺の工業地域から形成されています。

羽幌港は、平成8年度から平成22年度を目標とする港湾計画により沿岸漁業の中心港、離島との連絡港として安全性、利便性、景観性に配慮した整備が進められています。この港湾計画によるフェリーターミナル、北るもい漁業協同組合の移転などが実現すると、これまでと比べ港周辺で人と物資の流れが変わるため、土地利用や南2条通などの交通網の見直しが必要になっています。

本地域は早くから港とともに発展した地域であり、現在、港周辺の工業地域には水産加工所を含め、家内工業的な工場や作業所と住宅の住工混在地区が広がり、緑の潤いも少ない地域になっています。また、港と連続して夏場に様々なイベントで賑わいを見せるサンセットビーチがあります。



■ 港湾地域の将来像

港湾計画に基づくフェリーターミナルや漁協の移転により、新たな発展が期待される地域であり、フェリー利用者や漁業関係者ばかりではなく、町内外からも人が集まり、交流と賑わいが生まれる魅力ある地域づくりを進めていきます。また、港周辺の地域においても、職住近接と昔ながらの港町としてその良さを生かした環境整備を行っていきます。

港湾地域の将来像

港とともに新たな羽幌の魅力を発信する地域

■港湾地域の誘導・整備の方針

土地利用

- 羽幌港においては、港湾の多様な機能を十分に発揮させるために、臨港地区の見直しを行い、分区指定に則した土地利用を進めます。
- 港を観光資源として捉え、観光客と町民にも魅力を感じさせるような臨港地区と周辺地域の連携的な活用を促進します。

交通体系

- 国道232号から新たなフェリーターミナルまでのアクセス道路として、南2条通の整備を行っていきます。

水と緑

- 地域の緑を増やすため、民有地の緑化を推奨します。
- サンセットビーチやフェリーターミナル周辺の景観整備を行います。

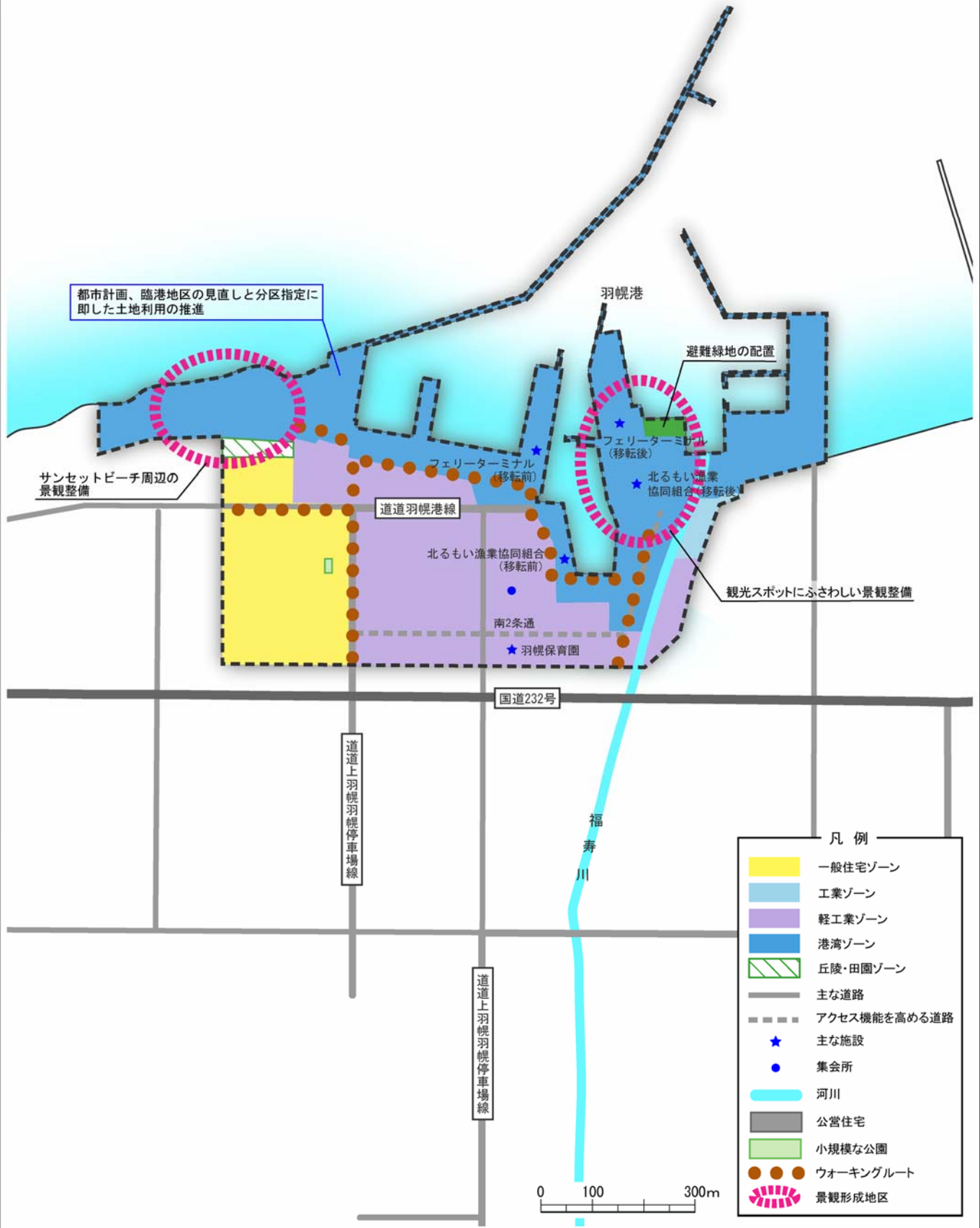
都市防災

- 港湾計画に基づき、羽幌港中央埠頭に避難緑地を配置します。

その他都市施設

- 新たなフェリーターミナルの下水道整備を図ります。

港湾地域の方針図



4 南西地域の方針

■南西地域の現状と課題

本地域は、市街地の南側に位置し、国道232号を挟んで、主に、公営住宅を含む住宅地と、役場や病院、高校などの公共公益施設、羽幌公園によって構成されています。

国道232号の沿道は、作業所や工場、郊外型の店舗などが建ち並び、これらの集積を生かし経済活動を推進する土地利用が必要であると同時に、通過交通にとっては市街地の導入部にあたることから、沿道景観への配慮が必要になっています。

地域内に立地する公営住宅は、老朽化が進み、羽幌町住宅マスタープランに基づいた建替え計画が進行していることから、建替えにあたっては公園の配置や緑化を行い、良好な住宅地の形成に努める必要があります。

また、本地域には道立羽幌病院跡の未利用地があり、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等の連携を見据え、有効な土地利用を図る必要があります。



■南西地域の将来像

緑や景観などの居住環境に配慮し、公共公益施設・公営住宅の建替えや更新の機会を生かしながら、業務施設やサービス施設が集積する国道232号の沿道と住宅地とが両立する潤いのある地域を目指します。

南西地域の将来像

緑にあふれた生活の豊かさを実感する地域

■南西地域の誘導・整備の方針

土地利用

- 国道232号の沿道は、業務施設やサービス施設などの集積を生かし、景観に配慮した沿道業務ゾーンの形成を促進します。
- 閑静で潤いのある住宅地の形成を進めます。
- 道立羽幌病院跡の未利用地は、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等の連携を見据え、有効な土地利用を図ります。

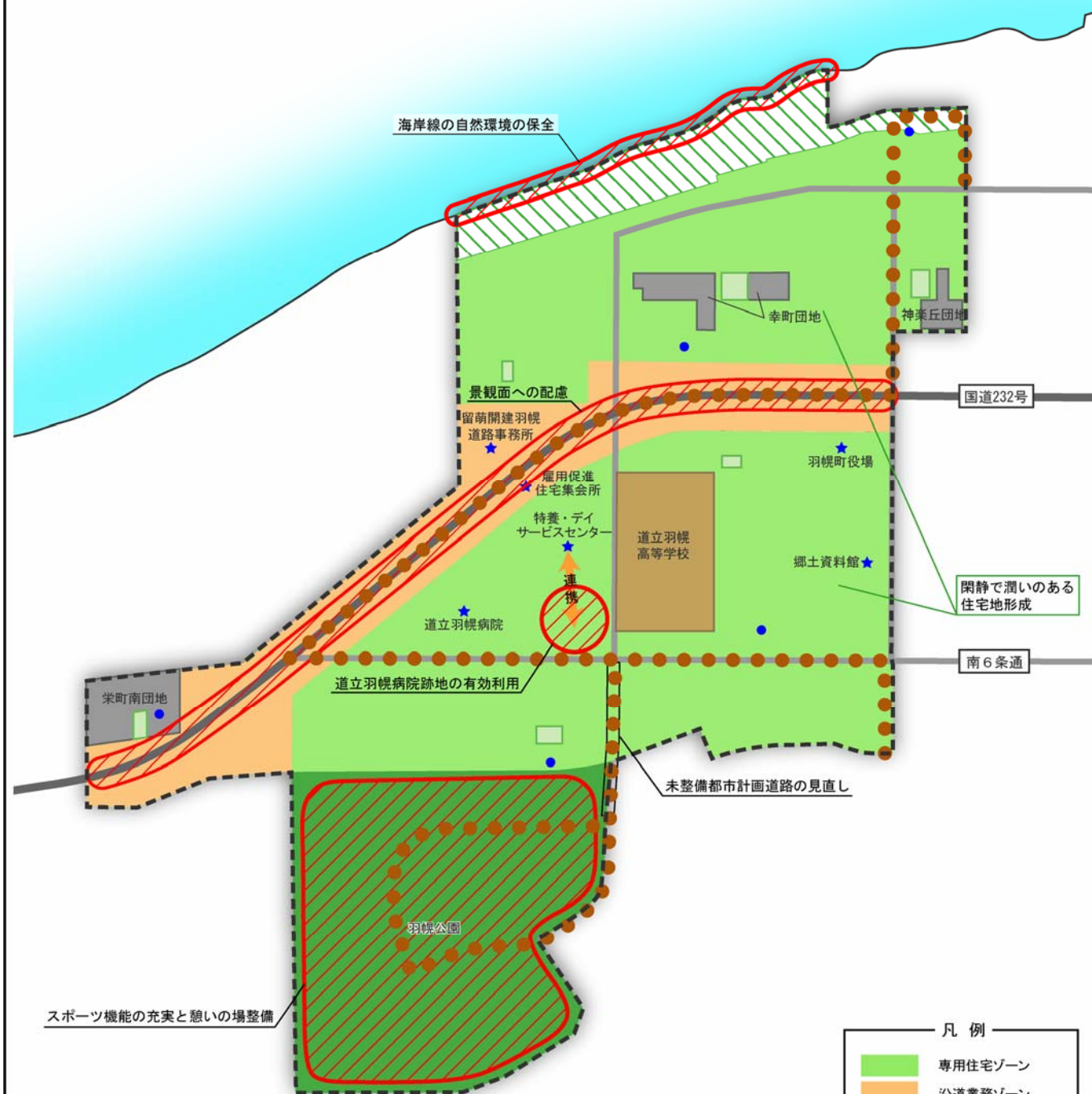
交通体系

- 未整備の都市計画道路（3・4・6 幸町通の一部）について、当該区間の幅員など都市計画見直しの検討を行います。

水と緑

- 羽幌公園はスポーツ公園としての機能の充実を図るとともに、桜並木などを充実させ、スポーツ以外の目的でも休日などを過ごす憩いの場として整備を進めます。
- 公共公益施設の敷地周辺や民有地の緑化を推奨し、花や木で彩られたウォーキングルートや潤いのある地域の形成に役立てます。
- 公営住宅の建替えの際には、周辺地域の住民も利用できる公園の配置を行い、緑化スペースを設けるなどして、周辺を含めた良好な住宅地を形成します。

南西地域の方針図



スポーツ機能の充実と憩いの場整備

0 100 300m

凡 例	
	専用住宅ゾーン
	沿道業務ゾーン
	公園緑地ゾーン
	丘陵・田園ゾーン
	公営住宅
	学校
	小規模な公園
	主な道路
★	主な施設
●	集会所
●●●	ウォーキングルート

5 川北地域の方針

■川北地域の現状と課題

本地域は、福寿川の北側に位置し、主に、国道232号西側の工業地域と東側の住宅地域によって構成され、河川敷地を利用した「オロちゃんランド（農村公園）」と「自然空間はぼろ」を含む地域です。

工業地域には現在、生コン工場や水産加工所などの工業施設の立地が見られるものの、大規模な未利用地があり、活用方法の検討が必要になっています。

国道232号の沿道は、作業所や工場の他、商店、住宅などが建ち並んでいますが、商店の店舗数や種類が少ないため、住民からは川北としての商業機能の充実を求める声が挙げられています。

福寿川沿いの「道の駅ほっと♡はぼろ」には、「はぼろ温泉サンセットプラザ」「はぼろバラ園」「北海道海鳥センター」が集積し、多くの観光客が訪れる観光スポットになっています。

さらに、地域の東側には良好な住宅地が形成されており、新たな公営住宅の建設も進んでいます。



■川北地域の将来像

良好な住宅地の環境を守り、「はぼろバラ園」や「自然空間はぼろ」などの花や緑、自然とのふれあいを大切にしながら、川北として充実したコミュニティを育むことができる地域を目指します。

川北地域の将来像

花と緑に包まれた優しいコミュニティを育む地域

■川北地域の誘導・整備の方針

土地利用

- 国道232号の沿道は、商業施設や工業施設などの集積を生かし、景観に配慮した沿道業務ゾーンの形成を促進します。
- 花と緑に包まれた潤いのある住宅地の形成を進めます。
- 総合体育館西側の町有未利用地について、今後の有効な土地利用を検討していきます。
- 朝日団地周辺の住宅地について、適正な土地利用のあり方を検討していきます。

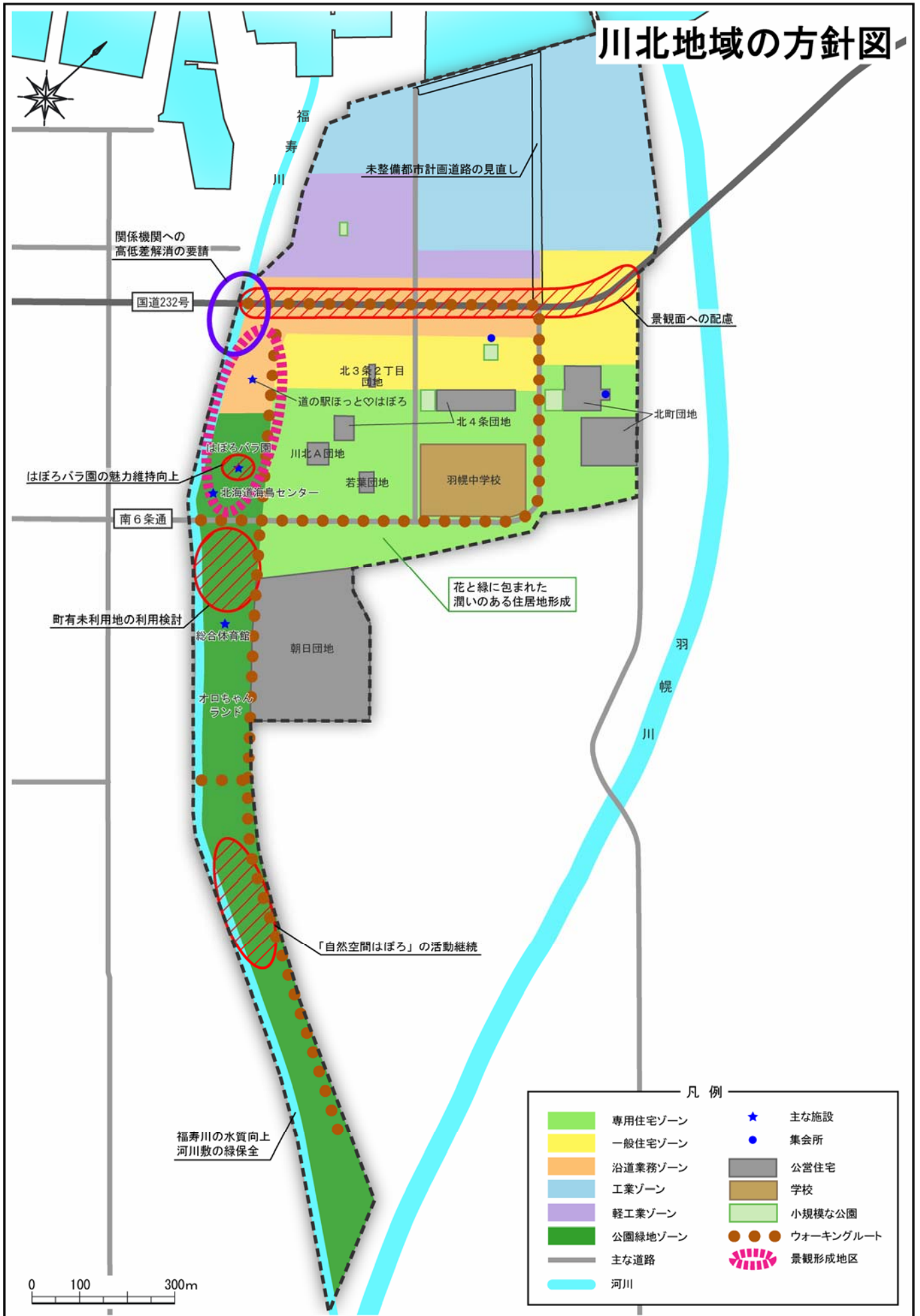
交通体系

- 羽幌橋の周辺との高低差が原因で、「はぼろ温泉サンセットプラザ」から国道232号への車の出入りや、国道の横断に危険が生じているため、橋と周辺地域を含めた高低差解消のための整備を関係機関に要請していきます。
- 未整備の都市計画道路（3・3・6 6条通の一部と3・4・7 浜町通）について、周辺住民の意見を把握した上で、都市計画見直しの検討を行っていきます。

水と緑

- 大規模未利用地を活用し、工業地域の環境保全、防災機能の強化、景観の向上と町民の憩いの場の形成を目的とする緑地の配置を検討します。
- 「はぼろバラ園」は道北一のバラ観賞施設として花の種類の充実や施設の維持管理などに努め、今後も町内外から人が集まるような魅力の向上を図ります。
- 「自然空間はぼろ」は自然環境の学習の場、環境に対する町民活動の拠点として、今後も活動を継続していきます。
- 福寿川の水質の向上に努めるとともに、緑のネットワークとして河川敷の緑を保全していきます。

川北地域の方針図



第 5 章

実現にむけた推進方策

- 1 推進の基本的な考え方
- 2 実現に向けた推進方策

1 推進の基本的な考え方

本マスタープランの実現に向けて、将来都市像を町民、事業者、行政が共有し、様々な活動を互いに連携しながら協働で進めていくことが必要であり、以下にそれぞれの役割について明らかにします。

■町民の役割

町民は、まちづくりの主役は町民であり、自分たちのまちは自分たちでつくるという認識を持ち、自らができることを考えて主体的に行動することが重要です。

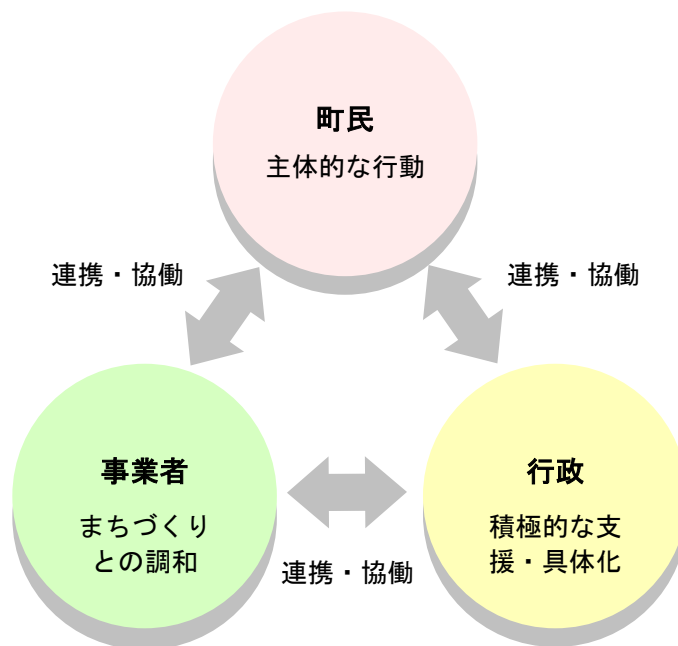
■事業者の役割

事業者は、羽幌町の目指すまちづくりを理解し、その実現に向けて町民や行政と協力し、企業活動や経済活動と調和のとれたまちづくりを行うことが重要です。

■行政の役割

行政は、具体的な事業の推進主体であり、町民・事業者のまちづくり活動を、積極的に支援し、具体化に努めます。

実現に向けた協働のイメージ



2 実現に向けた推進方策

■基本的な方針

都市計画マスタープランの実現には長期の時間を要します。このため、同様に長期の計画である羽幌町総合振興計画と一元的に運用や進行管理を行い、実現に向けて取り組んでいきます。

■推進方策

① 推進のための体制づくり

●行政の推進体制の整備

本マスタープランに関連する各課が連携し、横断的な連絡・調整を図りながら施策を展開していきます。また、国や北海道などの関係機関、周辺市町村との一層の連携に努めます。

●町民参加の推進体制

町民と行政が将来都市像を共有することはもとより、今後の具体的な都市計画の決定や事業においては、町民の理解と合意を得た上での実行が大切です。このため、具体的な都市計画の決定や事業に至る過程において、意見公募等の町民の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

●情報公開と啓発活動

町民参加の推進のためには、町民の関心を高めることが大切であるため、本マスタープランにもとづいて進められているまちづくりを、町のホームページや広報などを通じて公表し、常に町民と行政が共通の認識を持てるように努めます。また、町民参加の意識の啓発に努めます。

② 都市計画マスタープランの運用と進行管理

●都市計画の決定変更、見直し

本マスタープランで示された内容について、計画の熟度や事業実施の時期を考慮し、今後関係機関との調整を図りながら、既定の都市計画の変更や見直しを検討します。

●施策化と事業の推進

本マスタープランで示された内容について、順次施策化が進むように努めます。また、国や北海道などの関係機関への積極的な働きかけを行い、都市計画事業の一層の推進を図るとともに、多様な補助制度を活用し、本マスタープランの実現に努めます。

●各種計画との相互の連携

まちづくりにおける様々な分野において、今後策定する他の各種計画との相互の連携に努めます。また、「羽幌町総合振興計画（ほっとプラン21）」や「羽幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が見直された際には、必要に応じて本マスタープランの見直しを行います。

●都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、現時点での将来ビジョンを示しており、今後の時代の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。また、本マスタープランの着実な実現を図るため、その達成状況について進行管理を行います。



資料

- 1 策定経過と策定組織
- 2 用語解説
- 3 人口推計について



1 策定経過と策定組織

■ 策定経過

年 月	項 目	内 容
平成19年 4月下旬	広報はぼろ 4月号	・都市計画マスタープランの概要、策定の進め方について町民に周知
平成19年 5月17日	第1回庁内作業部会	・都市計画マスタープランの概要説明 ・羽幌町の現状と課題について
平成19年 5月中旬 ～ 6月中旬		・都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査実施
平成19年 7月12日	第1回庁内策定委員会	・都市計画マスタープランの概要説明 ・アンケート結果の報告 ・羽幌町の現状と課題について
平成19年 7月31日	第1回住民委員会	・委嘱状交付 ・都市計画マスタープランの概要説明 ・アンケート結果の報告 ・羽幌町の現状と課題について
平成19年 9月 7日	第2回庁内作業部会	・アンケート結果の報告 ・都市づくりの理念、目標、将来都市構造について ・全体構想について
平成19年10月18日	第3回庁内作業部会	・全体構想について ・地域別構想について
平成19年12月18日	第2回住民委員会	・都市づくりの理念、目標、将来都市構造について ・全体構想について
平成20年 1月18日	第2回庁内策定委員会	・素案について
平成20年 1月28日	第4回庁内作業部会	・素案について
平成20年 2月 1日	都市計画審議会	・策定の経過説明 ・素案について
平成20年 2月 7日	第3回住民委員会	・地域別構想について ・素案について
平成20年 2月20日 ～ 3月11日	町民意見募集	・羽幌町のホームページ等で素案について公表し、町民の意見を募集
平成20年 3月17日	第5回庁内作業部会	・原案について
平成20年 3月24日	第4回住民委員会	・原案について
平成20年 3月25日	第3回庁内策定委員会	・原案について

年 月	項 目	内 容
平成20年 月 日	都市計画審議会	
平成20年 月 日	羽幌町議会	
平成20年 月 日	リーフレット配布	

■策定組織

羽幌町都市計画マスタープラン住民委員会

氏 名
安 藤 弘 喜
小 川 幸 忠
小 島 閑 子
小 寺 克 彦
斉 藤 正 美
佐 藤 史 朗
実 籾 公 法
白 幡 庄 次
高 木 守
竹 谷 るみ子
橘 慧 子

氏 名
津 田 益 延
戸 田 聡
中 内 孝
畑 史 彦
北 条 由紀子
本 間 貴 彦
本 間 紀 充
松 原 浩 一
松 森 克 彦
村 上 隆 宏
渡 邊 真 一



第 1 回住民委員会



第 2 回住民委員会

羽幌町都市計画マスタープラン庁内作業部会

所 属	氏 名	備 考
政策推進課長	鈴 木 典 生	作業部会長
総務課 総務係	井 上 顕	
財務課 財政係	室 谷 真 二	
町民課 住宅係	高 山 信 雄	
〃 町民生活係	田 中 重 秋	
〃 環境衛生係	濱 野 孝	
福祉課 社会福祉係	豊 島 明 彦	
建設水道課 管理係	宮 崎 寧 大	
〃 土木係	笹 浪 満	
〃 建築係	石 川 隆 一	
〃 港湾係	今 村 裕 之	
〃 水道係	水 上 常 男	
〃 下水道係	鷺 尾 伸 一	
農林水産課 農政係	高 橋 伸	
〃 水産係	山 口 芳 徳	
農業委員会 農地係	有 田 智 彦	
商工観光課 商工労働係	安 宅 正 夫	
学校管理課 総務係	酒 井 峰 高	
社会教育課 社会教育係	春日井 征 輝	
〃 体育振興係	杉 澤 敏 隆	
政策推進課 行革推進係	鈴 木 繁	



第 2 回庁内作業部会



第 3 回庁内作業部会

羽幌町都市計画マスタープラン庁内策定委員会

所 属	氏 名	備 考
副町長	松 本 信 裕	委員長
総務課長	本 間 幸 広	
財務課長	石 川 宏	
町民課長	大 波 芳 弘	
福祉課長	柳 田 昭 一	
建設水道課長	平 山 光 彦	
農林水産課長	西 村 修	
商工観光課長	張 間 正 美	
学校管理課長	品 野 万 亀 弥	
社会教育課長	工 藤 孝 司	
議会事務局長	伊勢田 正 幸	
農業委員会事務局長	荒 井 光 昭	
会計管理者	長谷川 一 志	



第 1 回庁内策定委員会



第 2 回庁内策定委員会

事務局

所 属	氏 名	備 考
政策推進課 課長	鈴 木 典 生	
〃 政策調整係	江 良 貢	
〃 政策調整係	金 丸 貴 典	

2 用語解説

【ア】

アクセス P 31、52

目的地に到達しようとする行為。または交通手段・交通事情のこと。

ウォーキングルート P 31、35、56

本マスタープランにおいては、歩行者空間の改善、沿道における休憩所の設置や花や木による景観づくりにより、主に街なかを楽しく健康的に歩くことを目的に設定しているルート。

【カ】

回遊性を高める P 28

本マスタープランにおいては、複数の魅力ある拠点や街並みを形成することにより、観光客や町民の様々な場所への移動を誘発し、賑わいの創出やふれ合いの機会を増やすことを意図している。

港湾計画 P 30、35、39、51、52

本マスタープランにおいては、羽幌港長期計画基本構想（平成8年度～22年度）を示している。安全かつ潤いある港湾空間の整備を目指し、港湾能力、港湾施設の規模及び配置、港湾環境の整備及び保全等について定めている。

【サ】

住工混在 P 51

住宅と工場等が混在して立地している状態。

主要道路 P 30、31

本マスタープランにおいては、都市間を結ぶ骨格となる主要幹線道路、都市内の幹線道路、幹線道路と生活空間を結ぶ補助幹線道路を示している。

小規模な公園 P 35

本マスタープランにおいては、市街地内に点在している児童遊園地等の小規模な公園を示している。

職住近接 P 51

職場と住居が近くに立地している状況。

【タ】

耐震改修 P 39

地震に対する建物の安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕等を行うこと。

耐震診断 P 39

建物の地震に対する安全性を判断すること。

都市計画区域 P 3

市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりやを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域が指定されると用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。

都市計画道路 P 31、56、60

都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。

都市公園 P 35

都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園、緑地、墓園及び都市計画区域外において都市計画決定したものうち供用部分のこと。

都市施設 P 2、17、41

道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

【ハ】

羽幌町公営住宅ストック活用計画 P 42

羽幌町住宅マスタープランに基づいて、既存の公営住宅の有効活用を図るため、建替えや改修等に関する基本施策を定めた計画。平成19年度から平成28年度を計画期間としている。

羽幌町住宅マスタープラン P 42、55

長期的な視点から羽幌町の住宅・住環境整備の基本方針を定めた計画。平成19年度から平成28年度を計画期間としている。

羽幌町地域防災計画 P 38

町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護することを目的として、羽幌町の防災に関し、防災関係各機関の予防、応急及び復旧等の災害対策について定めている。

バリアフリー P 31、35、42、48

本マスタープランにおいては、歩道の段差や勾配の解消など、高齢者や障害者の日常生活の妨げになる様々な障壁（バリア）を取り除くことを示している。

ビオトープ P 17、36

本来の意味は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示しているが、近年、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を示す言葉としても使用されている。

避難緑地 P 35、39、52

中央埠頭に設置される緑地は、港湾計画に基づいて港湾の環境維持及び改善を図るとともに、災害時における離島からの避難の一時待避所、物資の一時保管等に利用することを目的としている。

分区指定 P 52

港湾法に基づく臨港地区を、港湾管理者が9種類の分区の中から目的に応じて指定すること。商港区、工業港区、漁港区等があり、各分区において目的を著しく阻害する建築物の建築等が制限される。

防災拠点 P 38、39

災害時における活動拠点であり、備蓄倉庫、消防機能等を備えた避難場所となる広い公園や施設のこと。

【マ】

緑のネットワーク P 34、36、60

緑が持っている機能・役割をより効果的に引き出すため、緑を網状に張り巡らせてつなぐこと。緑のネットワーク化により、潤いのある快適な環境形成や動植物の移動空間の確保などの効果が期待できる。

【ラ】

ライフライン P 39

電気、ガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

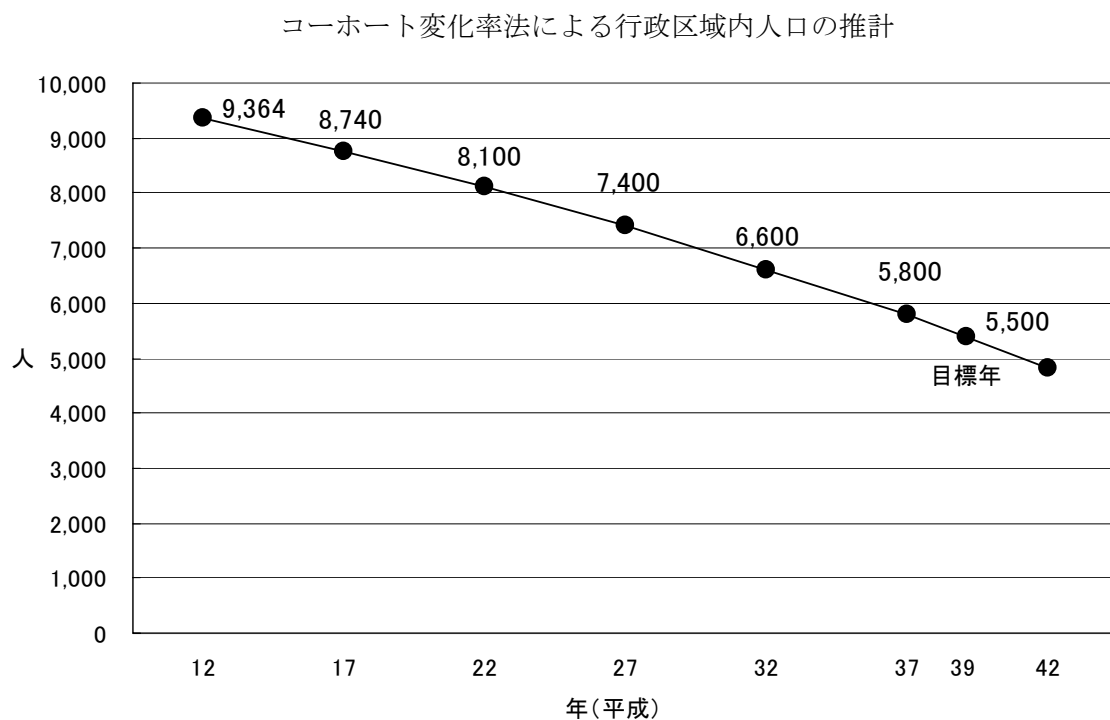
臨港地区 P 27、52

都市計画法に基づく臨港地区と港湾法に基づく臨港地区がある。都市計画法に基づく臨港地区は、港湾の管理運営のために定める地域地区の一種である。港湾法による臨港地区は、都市計画法によって定められた臨港地区の他に、都市計画区域外において港湾管理者が国土交通大臣の認可を受けて定めたものがある。

3 人口推計について

P14で示している人口推計は、5歳階級別人口のコーホート変化率法によって推計を行っている。

今回採用したコーホート変化率法では、平成12年と平成17年の国勢調査の結果から、婦人子ども比及び男女児性比の平均、そしてコーホート間の変化率を求め、それをもとに予測を行った。なお、ここで求められる5歳階級別人口は5年ごと（国勢調査年を基準）のため、本マスタープランの目標年次である平成39年の推計結果は、平成37年と平成42年の推計結果を按分して求めている。



平成12年、17年は国勢調査データ

羽幌町都市計画マスタープラン

平成20年 6月

羽幌町 政策推進課

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

Tel : 0164-62-1211 / Fax : 0164-62-1219

e-mail : seisaku@town.haboro.hokkaido.jp